

平成20年第2回大仙市議会定例会会議録第2号

---

平成20年6月17日（火曜日）

---

議事日程第2号

平成20年6月17日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

---

出席議員（29人）

1番 大坂 義徳	2番 佐藤 文子	3番 小山 誠治
4番 佐藤 隆盛	5番 藤井 春雄	6番 杉沢 千恵子
7番 佐々木 昌志	8番 高橋 敏英	9番
10番 千葉 健	11番 渡邊 秀俊	12番 金谷 道男
13番 斉藤 博幸	14番 佐々木 洋一	15番 武田 隆
16番 藤田 君雄	17番 菊地 幸悦	18番 佐藤 芳雄
19番 大野 忠夫	20番 大山 利吉	21番 高橋 幸晴
22番 本間 輝男	23番 門脇 一男	24番 橋本 五郎
25番 橋村 誠	26番 佐藤 孝次	27番 鎌田 正
28番 北村 稔	29番 竹原 弘治	30番 児玉 裕一

---

欠席議員（0人）

---

説明のため出席した者

市長 栗林 次美	副市長 久米 正雄
副市長 山王丸 愛子	教育長 三浦 憲一
代表監査委員 田牧 貞夫	総務部長 老松 博行
企画部長 小松 辰巳	市民生活部長 元吉 峯夫
健康福祉部長 岡 晴隆	農林商工部長 藤原 薫
建設部長 中嶋 喜代博	病院事務長 富岡 曉雄

水道局長 藤田良雄 教育次長 相馬義雄  
教育次長 藤原保子 総務課長 進藤雅彦

---

議会事務局職員出席者

局長 田口誠一 参事 高橋 薫  
副主幹 伊藤雅裕 副主幹 加藤博勝  
主任 菅原直久

---

午前10時00分

○議長（大坂義徳君） おはようございます。

本会議前でありますけれども、市長から発言の申し出がありますので、これを許します。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 おはようございます。

本定例会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本会議前の時間をいただきまして、去る6月14日午前8時43分に発生した、平成20年岩手・宮城内陸地震への対応について、ご報告させていただきます。

はじめに、今回の地震により被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

当市では、最大で震度5弱の揺れが観測されたことから、午前9時に市民生活部長を部長とする大仙市災害警戒対策部を設置し、各総合支所についても同様の体制で、総勢職員320名、消防団員45名で、公共施設、道路、橋梁、傾斜地、堤防等について被害状況の調査を実施したほか、市民からの問い合わせに対応したところであります。

被害状況ですが、県立大曲高等学校の校舎内壁に長さ160cm、幅2mm程度のひびが入ったようではありますが、授業への支障はないと伺っております。

その後、幸いにも当市ではけが人、建物倒壊等、その他の被害の報告は入っておりませんが、太田保育園の地下水が濁り、隣接の給食センターから取水した水をポリタンクで給水しております。

大曲仙北広域市町村圏組合及び大仙美郷環境事業組合からは、それぞれの所管施設について被害がない旨、また、広域消防関係では地震による救急搬送の事例がない旨の報告を受けております。

朝方の地震後、震度2以下の余震が数回観測されましたが、大きな被害が発生する恐

れが減少したため、管理職員及び防災担当職員を自宅待機として、同日午後 3 時 3 5 分をもって災害警戒対策部を廃止しております。

他市町村への応援体制につきましては、秋田県及び横手市からの要請に基づき、給水車を東成瀬村、横手市に派遣し、湯沢市には要請により給水タンクを貸与しております。また、緊急消防援助隊の応援体制につきましては、総務省から出動要請が入り、大曲仙北広域市町村圏組合から 5 隊 2 1 名の隊員が緊急消防援助隊秋田県隊に参加し、宮城県栗原市で救助活動に従事しておりましたが、任務を終え、本日帰還の予定であります。

以上で、平成 2 0 年岩手・宮城内陸地震への対応についてのご報告を終わらせていただきます。

---

午前 1 0 時 0 6 分 開 議

○議長（大坂義徳君） これより本日の会議を開きます。

---

○議長（大坂義徳君） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

---

○議長（大坂義徳君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に 3 番小山誠治君。はい、3 番。

○3 番（小山誠治君）【登壇】 市民クラブの小山誠治です。

質問の前に、広報だいせんが全国コンクールに 2 年連続の入賞をしたことが大きく報道されております。広報を担当している方々の努力に対し、深く敬意を表したいと思います。

1 番目は、非核平和都市宣言についてであります。

大仙市では昨年より非核平和レポーター派遣事業を実施されております。今年もまた実施すべく市の広報で参加者を募集しております。担当は企画部総合政策課でありますけれども、今後毎年継続していくためには、担当課以外からも広く協力するようにしてほしいと思います。

また、平成 1 9 年第 3 回定例議会の一般質問で、駅東線が間もなく完成するので国道 1 3 号線の交差点のところへ非核平和都市宣言塔を設置してほしいと要望した経緯があります。既に道路工事も完成し、供用開始になっております。駅前や市役所前と違い、スピードを出して走る車の中からもよく見えるように、協和地区の船岡地内にある専用

の広告塔を参考にして設置してほしいと思います。これに対する市当局の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

次は、小・中学校の校舎と体育館の耐震化優先度の調査についてであります。

平成19年3月に大仙市教育委員会より、「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」が配付されております。その中の資料4には、耐震化調査結果があります。

政府は中国四川省の大地震を踏まえ、国内の公立小・中学校などの耐震化を加速させるため、地方自治体の補強・改築事業に対する国庫補助率の引き上げや関連予算の増額など検討に着手したと言われております。また、寺田知事は、定例の記者会見に四川省大地震等を参考に、学校の耐震工事を急ぐと言っております。

県内の公立学校で耐震補強を行う必要がある校舎や体育館などは、小・中学校では全体の39%に当たる約500棟、特別支援学校は92%の約20棟、高校は60%の約240棟に及ぶ。県、各市町村は、本年度、高校2校の計7棟と小・中学校約20校の計40棟で耐震工事を予定していると報じられております。当市の場合は、どのような状況なものかお尋ねいたし、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 3番小山誠治君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 小山誠治議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、非核平和都市宣言についてであります。

非核平和都市宣言塔につきましては、大曲駅東側の環境が駅東線の完成をはじめ、駅東側のバスロータリーを確保した広場の整備、まちづくり交付金事業としてのしあわせ公園や地域交流センターへの着手、駅裏六郷線の道路改良工事、また、民間によるショッピングセンターの建設や宅地造成等、ハード面で加速度的に変化してきておりますので、人や車の動きを見極めながら、より効果のあらわれる設置場所を検討し、21年度には設置の方向で作業を進めてまいりたいと考えております。

非核平和都市宣言事業としては、本年度は市の将来を担う中学生を被爆地へ派遣し、世界遺産である原爆ドームをはじめ平和記念館、原爆の子の像などの見学や戦争体験者の講話を通じ、平和の尊さへの理解を深めることを目的に、今年度9名の中・高校生をレポーターとして7月29日から31日までの日程で広島へ派遣する計画で進めております。

なお、この高校生がおりますけれども、昨年の中学3年生で参加したかったわけですが、けれども学校行事の都合でどうしても参加できないということで再度申し込まれました。

ので、この高校生の皆様にも一緒に参加していただくことにしております。

また、8月10日にはレポーターの皆さんの報告会を兼ねた「非核平和映写会」を大曲中央公民館を会場に開催するなど、今後とも非核平和の意識を高めてまいりたいと考えております。

質問の第2点目は、小・中学校の校舎と体育館の耐震化優先度調査についてであります。現在、大仙市には新耐震基準が施行された昭和56年5月以前に建設された小・中学校が23校あります。このうち耐震診断の対象とされる非木造で1棟当たり延べ床面積200㎡以上の建物は65棟で、全体の55%を占めております。

「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」にも掲載しておりますように、この調査の対象となる建物につきましては、どの学校から耐震診断を実施すべきか優先順位を検討する目的で行う耐震化優先度調査と、その建物が必要とされる耐震性能を確保しているか否かを判定する耐震診断の、いずれかを全校で実施しております。

しかしこれは予備調査であり、耐震補強が必要か否かを判断する耐震2次診断を実施した学校建物は、内小友小学校の3棟と南外中学校の3棟であります。

診断の結果、耐震補強が必要とされる構造耐震指数0.7を下回った建物につきましては、平成21年度において補強工事を実施する計画であります。

また、耐震2次診断を実施していない小・中学校21校につきましては、原則として平成21年度と22年度の2カ年ですべての建物を調査する計画であり、国土交通省の補助採択に向け県と協議中であります。

保育園につきましては、昭和56年5月以前の建物は、大曲保育会の7施設のみでありますので、耐震診断につきましては、この後、大曲保育会と協議してまいります。

小・中学校全校は、地震発生時における児童・生徒の安全確保はもとより、災害発生時における地域住民の避難場所にも指定されておりますので、診断結果を精査し、補強工事が必要な建物については、構造耐震指数の低い建物を優先した耐震補強工事実施計画を策定する考えであります。

昨年12月、内閣府の生活安心プロジェクトで示された大規模な地震により倒壊等の危険性が高い公立小中学校施設については、今年6月、国の補助率が2分の1から3分の2に引き上げられたことなど、国の積極的な施策も打ち出されておりますので、こうした補助制度を活用しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 3番、再質問はありますか。

○3番（小山誠治君） ありません。

○議長（大坂義徳君） これにて3番小山誠治君の質問を終わります。

次に14番佐々木洋一君。はい、14番。

○14番（佐々木洋一君） 大地の会の佐々木でございます。

質問に入る前に、この度の地震についてお話申し上げたいと思います。

いつ起こるかしのれない自然災害、この度の自然災害、この度の地震、本当に驚いたわけではありますが、6月14日午前8時43分、岩手・宮城内陸地震が発生し、死亡者や行方不明者、負傷者等が多数出る大惨事となりました。また、本市にも震度5弱のかなり強い揺れ、地震ではありましたが、午前9時、災害警戒対策本部を設置し、市全域の被災状況の把握に努められ、災害状況は本当に軽微なことであったという報告を受け、それは幸いであったと思います。大地の会を代表いたしまして、被災者の皆様に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、市として常時防災体制、マニュアルがある中で、そして休日のもと、迅速に対応し警戒に当たられましたことに、当局や職員及び関係者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

また、合併4年目を迎えた平成20年も早いもので6月に入り、第2回定例議会が開催される時期となりました。この4月1日からは山王丸副市長を三役に迎え、新体制で新年度がスタートいたしました。山王丸副市長には、市の財政が大変厳しい中、市政運営に大変にご苦勞をおかけすることになります。長年の県職員として培われました抱負な知識と経験のもとに、その手腕を大いに発揮されますことをご期待申し上げます。合併して4年目で、まだまだ多くの課題を抱えておりますが、何卒よろしくご指導ご鞭撻くださるようお願いいたします。

それでは、大地の会を代表いたしまして、質問事項1から3についてご質問申し上げたいと思います。

まず第1は、農地基盤整備事業の強化推進と担い手の経営安定化への取り組みについてであります。

大曲仙北地域は、これまで農業を基幹産業として基盤整備等土地改良事業や農業振興に大変な力を注いできている地域であります。しかし、近年における社会や国際化の進展等急速な変革の中で、農業も高齢化や担い手、後継者の不足、あるいは耕作放棄地、そして米価等の農産物価格の低迷により、農村や農業、農家経済が大変に厳しい状況に

おかれております。

このような状況のもと、基盤整備も担い手の確保と農地集積事業に重点を置いた整備に大きくシフトし、大仙市各地域で整備が行われております。また、それとともに担い手を中心とした水田経営所得安定対策と農村環境を守る農地・水・環境保全対策が平成19年度からスタートいたしましたことはご承知のとおりであります。

当市でも集落営農や認定農家、法人が全農地の45%近くをカバーできるほどに誕生したことは大変に喜ばしく、特に基盤整備にこれまで力を注いできた成果であるだろうと私は思っております。平成20年度からは、中山間地域等の立地条件の不利な地域においても担い手の確保と農地の集積を加速させる必要から、これまでの事業より取り組みやすい事業として国庫補助率、これまでは50%でありましたが55%の農家負担軽減を図った農地集積加速化基盤整備事業が新規創設されました。厳しい農業、農家の現状の中で、担い手と農地集積を図る上で基盤整備事業は必要不可欠なことであります。農家に少しでも有利な取り組みやすい事業として、これからの新規、あるいは現在継続中の事業も含めて、この事業化を積極的に推進し、担い手等が全市全農地の70%以上カバーできるよう取り組んでほしいと思うわけです。

農業、農家が経営的にも経済的にも良くなると、この大曲仙北地域は景気も良くなるなどため息交じりの市民の声をよく耳にします。担い手の確保と農地集積による水田経営所得の安定が図られるよう、それには基盤整備が最良の方法であると考えますので、市長をはじめ担当部署、職員の皆様には、全力で取り組んでいただきたいと思っております。

それでは質問要旨1から3についてご質問いたしますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

1つ目は、平成19年度の対策により、立ち上がり誕生した担い手等が、今後とも継続的に安定した経営が確立できるよう市としての取り組み、対策が必要であると思いますが、どのようにお考えか伺います。

2つ目は、平成20年度より新規創設された国庫補助事業農地集積加速化基盤整備事業に対し、市としてどのようなスタンスで取り組んでいくのか伺いたいと思っております。

3つ目は、将来の担い手の確保のため、基盤整備、農地の集積は必要不可欠なことから、国・県の事業導入が立地条件等で困難な地域も大仙市に見られるわけですが、それに対してどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、質問2つ目についてご質問申し上げたいと思います。

学校及び施設給食の安全対策と地産地消への取り組みについてであります。

国内の食糧自給率を上げなければと言われて久しく、いまだかつて改善が見られず、スーパーには外国産、特に中国産の野菜、食材等が豊富に並べられており、私たちの食生活、食卓にも、日常に当たり前のように並べられ食しているのが現実であります。既に中国産等の外国産の食材なしでは、私たちの胃袋を満たすことのできないほどに私たちの食生活に密着した食材ともなっております。このような中で中国産食材の農薬混入中毒事件が発生し、また、国内でも食品の改竄や偽装が発覚するなど、食の安全・安心の上で大きな社会問題となったのは、ごく最近のことです。国内では農薬の飛散や残留農薬の厳格化が求められ、その対策も進んでおります。

これら一連の問題を契機として、消費者も業者の皆さんも食の安全・安心への大事さを強く認識するとともに、消費者にとっては高くても国内産の食材を買い求めるというような傾向になってきたように思われます。

公の場、市の施設での給食として、学校や福祉施設等がありますが、提供する側として、安全性を第一に考えたメニューの提供が強く望まれ、それは当然の責務であります。食材の仕入れ等、給食の安全対策への取り組みについて質問1から5の要旨についてご質問を申し上げたいと思います。

1つ目は、中国産食材の購入について、中毒事件後、どのような対応をとっているか伺いたいと思います。

2つ目は、食材等の安全性に対するチェック、その対策はどのような方法で行われているのか伺いたいと思います。

3つ目は、地産地消としての地元食材の現在の使用割合はどれくらいなのか。また今後、地元食材の割合を高めていく必要があると思われませんが、どのような方針であるのか伺いたいと思います。

4つ目は、食材の購入、仕入れはどのような方法で行っているか伺いたいと思いますし、また、地産地消を進める上で地元食材の購入、仕入れは、どのようにしているのか伺いたいと思います。

5つ目は、小麦等の食材の高騰の中で、また、米の消費拡大の面からも米飯給食の割合や米粉パンのメニュー使用についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。



学校教育の中でパソコン等の操作技術の習得への取り組みについて伺いたいと思います。

今日のコンピューター技術の驚異的な発展により、IT社会、その時代を迎え、今の出来事が瞬時に世界を駆け巡り、インドではIT機能を世界に売り込むなど、IT社会の進展はとどまることのない世界の潮流であります。

このような時代の中でインドや中国、韓国等々の国々では、子供たちのパソコンとIT技術の習熟度のレベルは、目を見張るばかりの驚きであり、その点、日本は遅れをとっているように思われてなりません。パソコンや携帯電話等のIT機器は、私たちの身近な生活の一部としてなくてはならない存在であり、使いこなすことが必要、それが当たり前の社会となっております。社会のあらゆる分野で必要とされ、使用はされているコンピューターとその技術、仕事や職場で、そして社会活動や国際的な情報化時代の中で、パソコン等コンピューター技術の操作、技術の習得は、私たちにとって是非にも身に付けたいことでもあります。特にこれからの次代を担う子供たちにとっては、必ずといってよいほど習得し、身に付けてほしい技術であります。

それでは質問要旨1から2についてご質問申し上げたいと思います。

1つ目は、平成に入って国の設置基準に基づき、順次コンピューターが学校に配置されましたが、学校におけるパソコン等の操作技術の習得への取り組み、その現状について伺いたいと思います。

2つ目は、学校での機器の台数、その充足度等については、どのような状況にあるのか伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わりたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 14番佐々木洋一君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐々木洋一議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、農地基盤整備事業強化推進と担い手の経営安定化への取り組みについてであります。

はじめに、担い手への取り組みにつきましては、地域農業の維持発展に大きく貢献している農業法人や集落営農組織に対して特に重点的な支援が必要と考え、設立された集落営農組織に対して大仙市集落営農・法人化支援センターを中心に、組織ごとの担当を設け、組織との連携を密にして、経営や営農のアドバイスを行っております。

また、大仙市集落営農・法人化支援センターに税理士や農林振興課職員等を加えた担

い手アクションサポートチームを設置し、専門的な助言を行い、担い手の経営基盤確立や自立できる経営体に発展できるよう支援しております。

本年1月からは「担い手通信」を発行し、水田経営所得安定対策などの国の施策や担い手を対象とした事業等の情報提供を行っておりますので、併せて農家からのご意見にも積極的に耳を傾け、担い手等の要望に対応しております。

次に、農地集積加速化基盤整備事業への取り組みにつきましては、本事業は現行のほ場整備事業に対し、担い手農家への農地集積の増加を図るため、従来の面的集積率に一定以上の上乘せを要件としているものであります。この上乘せ要件を達成することにより国庫補助率が55%となり、農家の皆様の負担が5%軽減されることから、市といたしましても積極的に推進しております。

また現在、採択済みの継続地区につきましても本事業への移行が可能となっており、事業実施期間中の集積率要件の達成について、受益者及び土地改良区等関係機関と協議しながら、農家の皆様に有利になるよう進めております。

次に、国・県の事業導入が困難な地域に対する取り組みにつきましては、現在、基盤整備事業の実施に当たっては、採択要件と要望、負担を協議しながら、受益者の負担軽減となる補助事業に取り組んでおりますが、山間部など一部では補助事業要件に満たない地域もあり、意欲のある農家が事業に取り組めない状況も見受けられます。このことから、意欲のある農家への支援や農地環境の保全を維持するため、国・県に対し補助事業採択要件の緩和など要望しているところであります。

また、市といたしましても、これら農業基盤の整備の遅れが起因する山間集落の過疎化、農地の荒廃を防止するためにも、何らかの条件不利地対策を検討する必要があるのではないかと考えております。

質問の第2点は、学校給食及び施設給食の安全対策と地産地消の取り組みについてであります。

はじめに、中国産食材の購入について、中毒事件以後の対応ですが、大仙市の給食センター及び保育園や老人福祉施設などの給食を提供している施設では、国の通達もあり、問題の冷凍ギョーザを含め中国産食材の使用は自粛しており、ほぼ国産の食材に切り替え使用しております。

次に、食材の安全性チェックについてであります。給食物資についてはメーカーなどから細菌検査表、残留農薬証明書のほか、栄養成分表、産地や原料などの書類を提出

していただき、事前に安全性を確認した上で使用しております。また、納品を受ける際には品質や鮮度、異物の混入がないかなど、目視や手触りなどによるチェックも行っております。

次に、地元食材の使用割合についてですが、平成18年3月に定められた国の食育推進基本計画では、給食センターでの地場産物の使用割合を平成22年度までに30%以上とすることを目標としており、同じく秋田県の食育推進計画では平成19年度が32%、平成22年度が35%となっております。大仙市の給食センターの地場産割合につきましては、平成17年度が28%、18年度が29%、19年度が30%となっており、わずかずつではありますが地場産の使用が拡大されております。今後とも県の目標である平成22年度に35%を達成するよう努力してまいりたいと考えております。

また、保育園や福祉施設についても地場産物を優先的に使用しており、特に地場産物が出回る夏場には使用割合が高くなっております。地域の産物を活用することは、旬の食材を利用できることにより、食事内容を多様化できますし、生産者と消費者の距離を近づけ、お互いの顔が見えるなどの利点がありますので、今後とも地場産物の利用拡大を図ってまいります。また、生産者には栽培品目、栽培技術等の工夫により、新鮮で安全な農産物を一年を通して納入していただくよう、働きを強めてまいりたいと思います。

次に、食材の購入、仕入れについてであります。大仙市の給食センターでは、この4月から給食食材の納入業者登録をしていただき、毎月、センターごとに入札を実施し、落札業者から食材の購入をしております。また、地場産野菜などにつきましては、地域の生産者グループに入札を行わず、直接購入をしております。

食材価格の状況は、昨年に比べ、パンは2円から3円、麺は3円から5円、牛乳は約2円上昇しております。

一方、入札により昨年度に比べ、4月から5月の数字であります。豚・鶏肉が1kg50円、ドレッシングが1リットル50円の値下げになっております。このような状況から、今年度は給食費を上げないで、メニューの工夫や入札による差額等で対応してまいりたいと考えております。但し、食材の今後の価格上昇によっては、一般会計から最後、繰り入れなどを対応しなければならない、こういうことも検討してまいりたいと思います。

次に、米飯給食の割合についてであります。給食センターでは週5日間のうち4日間が米飯給食であり、残りの1日がパンまたは麺類となっております。また、月に2回

ありますパンの日の1日は米粉パンを提供しており、週4日の米飯給食の提供は県内でトップクラスとなっております。

米の産地である大仙市の児童・生徒には、週4日の米飯給食を今後も維持していきたいと考えております。また、保育園では、パン給食が月1回程度、老人施設でもほとんどが米飯給食であります。小麦パンより割高な米粉パンにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

次の3点目、パソコン等の操作技術の取得に関する質問につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

私からの答弁は以上です。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。藤原教育次長。

○教育次長（藤原保子君） 質問の第3点は、学校教育におけるコンピューター等の操作技術の習得への取り組みについてであります。

はじめに、学校における取り組みの状況についてであります。小学校につきましては各教科等において児童がコンピューターやインターネットなどの情報手段に慣れ親しみ、適切に活用する学習活動を充実させることをねらいとして指導しております。社会科や総合的な学習の時間の調べ学習などを通して、学年が進むにつれ活用する能力が確実に身に付いてきております。

中学校につきましては、技術・家庭科の時間に、3年間で35から52時間程度の情報とコンピューターに関する必修の学習があり、コンピューター操作技術の習得だけでなく、インターネットによる情報収集や情報発信、コンピュータープログラムの作成などの学習も行っております。

今後は、児童・生徒のコンピューター活用能力の向上とともに、最近社会問題にもなっています情報モラルについても、具体的な指導の充実が図られるよう支援してまいります。

次に、学校における機器の台数、充足度等についてであります。平成19年3月における本市の小・中学校のコンピューター1台当たりの児童・生徒数は4.5人であり、全国平均の7.3人、県平均の5.3人を大きく上回っております。

また、東大曲小学校では、県のインターネットテレビ授業推進事業により、テレビ会議システムを活用した学習活動を進めております。例えば、理科や音楽の時間に潟上市にある県総合教育センターの指導主事から画面を通して直接専門的な指導をしていただ

いたり、県北の学校と合同の集会を開いて交流したりしております。リアルタイムに双方向の授業を行うことで、児童の学習への集中力が高まり、意欲が向上するなど、高速回線を利用することの学習効果が得られております。

今後も児童・生徒の情報活用能力を向上させるため、ハード・ソフト面の両面の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 14番、再質問ありませんか。はい、14番。

○14番（佐々木洋一君） それでは第1番の基盤整備関係について再質問したいと思います。

新規事業として今年度から取り入れられることとなります農地集積加速化基盤整備事業であります。是非これは市としても積極的に進めていただきたい、こういうことをお願いしますとともに、もう一つは、この事業に対して国が55%の補助ということがありますし、市では10%ということになっております。ただ、この中で県の補助率が非常にあやふやな状態だということだようです。まだはっきりしていないということです。何とか農家の負担を軽減するというので、国でもまず中山間地域、不利条件のところを55%の補助という形でこの事業を進めておるわけですので、県に対して是非30%の補助は確保いただくよう、是非強力にご要望をお願いしたいと思います。これは質問ではありません。

それともう一つは、私は再三この基盤整備が今の担い手確保や農地集積は絶対必要だということを申し上げておりますが、その中には平成20年度、私の方の中仙南部地域、19年度は面工事が終わったわけですがけれども、20年度のこの現状の中で、どのような集積とか担い手が確保されているのかなということ、ちょっと実例としてちょっと申し上げておきたいのですけれども、私の方の中仙南部は481haのほ場整備を行って、その減歩率ということを掛けますと460haの水田が今作られたと、面積的に作られたということで、その中で集落営農組織が8集落、認定農家19人、法人等が3法人ありまして、その方々がカバーしている面積が323haということで、率にすれば70.2%になっているという現状であります。

それから、その中で大変この今、去年は水田経営所得安定対策という取り組み、去年は品目横断ですけれども、取り組みがあるわけですが、その中で大豆の作付けが98.4haということで、323に対する大豆の作付率が30.5%に達するという

現状でもありますので、確かこれは私どもほ場整備を進める一つの採択の要件の中での取り組みもここで加味されるわけですけれども、是非このほ場基盤整備をまだ未整備地区については是非進めてほしいなということをお願いしておきたいと思います。

それと2つ目の質問でありますけれども、それぞれ食の安全・安心ということで、それぞれの給食の関係の皆さんには大変ご苦労なされているなと思いますが、その中で、やはり食の安全・安心の中で、先程の市長の答弁でも中国産の食材は今使っていないと、国内産を使用しているということでありまして、これは大変本当にありがたいことではないかなと思いますし、ただ私は何といいますか、市の給食関係は相当量の食材を購入して使用されていると思います。今、1番の質問にあります、担い手がこれから安定した経営をしていくと。その中で何というか農家も米プラス転作と、野菜でもいいです、大豆でもネギでもいいです。そこに今一生懸命取り組もうとして頑張っております。それから、またもう1つは、おかあさん方が直売所を開設しながら、自分たちで作った野菜を外で売って、そして買ってもらう喜びと、またはそういう楽しみを持ちながら大変頑張っているということでありまして、今の市の給食関係の食材が大変な相当量だということになれば、市の中でその給食の関係が非常に大きい、販売、販路ではないかなと私はそう思っておるわけですし、どうかそこを市長も前向きにご答弁いただいておりますけれども、何とか工夫を凝らしながら、そういう方たちが将来的にも、何というか勇んで安心してそこに自分たちの作った農産物を納入できるという体制を是非作ってほしいなと、積極的にやってほしいなということ、これも質問ではありませんけどお願いしておきたいと思います。

それで、もう一つはあれです。この食の安全性を第一に考えた場合、今言ったとおり国内産を使用するなり、地元食材を大いに活用、使っていくということになりますと、20年度は給食費を値上げしないという市長の答弁がありましたが、いろいろ全国的な取り組みの中でやっぱりそういう安全性を考えた場合は値上げせざるを得ないと、保護者にご負担を願わなければならないということもありましたし、また、公費を補てんしながら食の安全に努めていくというようなこともあります。いずれ将来的に当然この食の安全・安心はもう絶対進めていかなければならないことでもありますので、そこら辺のあれですか、保護者に対しての値上げをしながらも安全性をひとつ何とかこういう形だということと、もしその中でも公費の補てんもしながらということについては、この後どのようにお考えになっているのかなということ、1つだけそれはご質問申し上げ

げたいと思います。

ご答弁をお願いします。

○議長（大坂義徳君） ただいまの佐々木議員に対する1番に関しては要望ということで受けとめていきたいと思いますが、いいですか。

○14番（佐々木洋一君） はい。

○議長（大坂義徳君） 2番の質問に対しての答弁を求めたいと思います。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

まず、この学校給食等の問題であります。第一に、やはり安全・安心な食材をきちんと提供するということが、まず第一に我々の責任だろうと思います。それを前提にしながら、今年度の場合は相当現場の職員の皆さんも知恵を出していただきながら、メニューが変わらない形でいろいろ工夫をしていただきながら、材料費が、あるいは燃料費等、相当上がってきておりますけれども、何とか頑張ってみるという給食センター全体の考えであります。ただ、頑張りにも限界がありますので、最後の時点では値上げの問題という考えでいる自治体もあるようではありますが、我々の方は、今年度は値上げをしないということをはっきりさせておきたいと思います。そして最後の段階で一般財源を、どうしても足りなければ補充するというを前提に今年度は考えてみたいと思っております。ただ、今、原材料価格がどんどん上がってきていますので、来年度につきましては保護者の皆様、あるいは議会の皆様ともご協議をして、ある程度の食材費の値上げというものは検討していかなきゃならないだろうと考えておりますが、今年度につきましては値上げをしないで頑張っていきたいと、こういうふうに思っています。

それから、あわせて、できるだけ地産地消、地場産のものを我々使おうということで、いろいろ手だてを考えております。私の感じからいきますと、もう少し生産者側の皆様も、やはり数の問題であるとか、やっぱり安定して供給できる体制、こうしたものを真剣に考えていただければ、この率はもっと上がると思いますし、特に根菜類の関係なんかはある程度の簡単な保存によって長期に使えるとかそういう問題もありますので、県内でもそういう工夫をしている自治体もございますので、そういうものを参考にしながら、生産者側と一緒に、農林も一緒になってこの問題について取り組んでみたいと思っております。

○議長（大坂義徳君） 14番、2番に関しての再々質問はありませんか。

○14番（佐々木洋一君） 2番についてはありません。

3番についてお願いします。

3番のパソコンの操作技術の習得についてであります。それぞれ小学校、中学校の中で取り組んでおられるわけですが、例えばそれぞれの教科の中のカリキュラムの中で、中学校では技術・家庭の中でというお話もあったわけですが、最終的に小学校・中学校、どの程度までの習熟度を身に付け、操作の技術はどの程度身に付けた形まで引き上げるという目標を持って指導しているのかなど、この辺のことをちょっとお聞きしたいなと私はそう思います。ひとつお願いします。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 教育次長からお答えします。

○議長（大坂義徳君） 藤原教育次長、お願いします。

○教育次長（藤原保子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先程も申し上げましたけれども、習熟度レベルにつきましては、文部科学省の発表しております指導要領の中にあります児童技術のレベルまで100%まで到達できるように頑張って指導してまいりたいと各校で取り組んでおります。例えば小学校でいいますと、コンピューターの起動と終了ができるということが100%、技能が高まっておりますが、インターネットの操作は約80%、それからキーボード、文字の入力、マウス操作等は約80%というふうになっております。したがって、小学校での先生たちの取り組みでは、例えば休み時間にそういう子供さんたちを相手にして、個別の指導をしていただくなど取り組んでいただいております。その結果、中学校においては、今言ったようなインターネットの検索まで含めたものに関しても100%技能が高まっているというふうに把握しております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 14番、再々質問ありませんか。

○14番（佐々木洋一君） それで、質問の冒頭に申し上げましたけれども、やはり最近、技術立国であったんですけれども、だんだんにそういうものの科学が、非常に子供たちがそういう方向に向かっていかないというようなことが大変懸念されている時代を迎えております。技能オリンピックをやっておりますが、どうも中国・韓国に追い越されて、日本はかなり、3番目か4番目あたりに散っているという現状の中で、私はそのパソコンは、やはり私の日常生活に常に、もうなくてはならない、職場でもなくてはならない、そういう存在になっておるわけですから、何とか子供たちだけはしっかりとこれを



見つけて、次の社会人としての方向に向かってひとつご指導願えれば大変ありがたいな  
と思っていますので、質問ではありませんけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思  
います。

終わります。

○議長（大坂義徳君） これにて14番佐々木洋一君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午前11時5分に再開したいと思います。

午前10時55分 休 憩

.....  
午前11時05分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。6番杉沢千恵子君。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

はじめに、この度の岩手・宮城内陸地震で亡くなられた方々、そして被害に遭われま  
した方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、私の任期も残すところあと1年余りとなりました。これまで市長はじめ市当局  
の皆様には、私の意見や要望に耳を傾けていただき、施策に反映していただいたことに  
対しまして深く感謝申し上げます。今回も通告に従い、順次質問をさせていただきます  
が、意とするところをお酌み取りいただきまして、是非積極的なご回答を得たいと存じ  
ますので、何卒ご答弁よろしくお願ひいたします。

はじめに、男女共同参画に関連して、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和  
の推進について質問をさせていただきます。

厚生労働省が公表しております平成19年版労働経済の分析で、最近10年間の女性  
の労働人口比率が25から60歳代前半の幅広い年齢層において高まっていることが明  
らかにされました。これまで既婚女性については、夫の収入が高ければ妻の就業率は低  
下するという傾向が知られておりましたが、近年は、高所得世帯であっても女性の就業  
率が高まる傾向にあります。また、未婚女性に関しても将来は専業主婦ではなく、仕事  
と家庭の両立や非婚就業を望む傾向が高まりを見せ、結婚後も働きたいと答える女性  
が増えておりますが、一方では出産、子育てをきっかけに仕事を断念する女性も実際には  
増えている現状にあります。

日本労働研究機構の育児や介護と仕事の両立に関する調査によりますと、仕事と育児

の両立が難しかったという理由の中で最も多かったのが、「自分の体力が持たなかった」52.8%、次いで「育児休業を取れそうになかった」36%となっております。そのほかにも「育児に対する配慮や理解のない職場だった」と答えた女性が21.6%もおりました。これは仕事と家庭を両立した上で働き続けたいという女性の希望に企業側が対応できていないことを意味していると思います。見方を変えれば、経済を支える貴重な労働力が失われているという現実をも浮き彫りにしているということができると思います。

こうした状況を改善し、社会に新たな経済活力を生むため、最近、ワーク・ライフ・バランスを促進するための議論が高まってきました。ワーク・ライフ・バランスとは、一人一人が充実感を得ながら働き、子育て期や中高年期など、人生の各段階での趣味や健康を大切にしながら家庭や地域での生活を送れる状態を目指すことで、1980年代初頭にアメリカやイギリスで増加した働く母親を支援する施策がその始まりとされております。

バブル経済崩壊以降の日本の企業は、人件費の高い正社員の採用を抑制する一方で、人件費の低い非正規労働者の採用を増やしました。これら非正規労働者は、経済的な問題による生活不安を抱えることとなり、結婚や出産に踏み切れないといった切実な問題が顕在化してきております。正社員の労働時間が高止まりする問題も目立ち始め、過労死の増加が社会問題となっております。

しかし、これらの問題を改善すべき企業側も、激しい競争による経済体力の低下と長年の雇用慣行が足かせとなり、十分な対応がとれていません。少子高齢化が進展している現在、すぐに新たな労働力を生み出すには限界があります。

そこで注目されているのが女性や現役を引退した高齢者による積極的な社会参加です。特に女性の社会参加や就労を促すワーク・ライフ・バランスの考え方が時を経て現在の日本で脚光を浴びることとなりました。

経済産業省が公表している平成18年版通商白書では、大学や大学院を卒業した女性の潜在労働力は約66万7千人と推定され、その付加価値の創出額は約3兆5千億円と試算されております。この数字は女性が参加すると企業の生産性が向上するというものであり、生産性向上には女性の参加が欠かせないということを示していると思いますし、事実、日本経済研究センターが行った調査でも、働く女性の割合が高い企業の収益性が高いという結果が出ております。私は、仕事と生活の調和を確立するため、すべての女

性が安心して希望を持って暮らせる社会づくりについて提言をしたいと思います。

そこで何点かについてお伺いいたします。

はじめに、事業主に対する労働環境の整備を促す支援策として、妊婦特例有給休暇を設ける。現在は休業中と職場復帰後に分割して支給されている育児休業給付金の一括支給と男性の育児参加を促すために、男性への育児休業取得を義務づける「パパ・クォーター制」を導入する。非正規社員に対する労働環境整備の支援策としては、育児休業制度利用者からの体験談を多くの市民に紹介するため、マスコミや関係機関のホームページ、市の広報紙等に掲載する。事業主に育児、介護費助成金制度等各種関連助成金、奨励金の情報を提供し、書類作成について指導する。次に、健康や仕事、育児など日常生活における悩みや問題を気軽に相談でき、情報を得ることができる女性総合カウンセリング窓口（仮称）を設置してはいかがでしょうか。また、女性に対する就業支援充実策として、女性のキャリアアップのための職業能力開発支援や女性企業を推進する。育児や介護で一旦離職した女性に対する再就職支援体制を整備する。仕事が多様化し、時間も24時間ワークである現在のニーズに合わせ、市の事業として夜間保育を実施する。4番目に、平成19年度に男女共同参画都市宣言をし、策定した当市の男女共同参画プランのテーマは「ともに輝く男女共同参画のまち」です。いよいよ男女共同参画推進条例を制定し、施策を展開する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点について、市長の具体的なお考えをお聞かせください。

続きまして、クールアース・デーについてお伺いいたします。

地球温暖化は、気温や水温を変化させ、海水面の上昇を引き起こすだけではなく、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの異常気象増加・増強をさせるほか、生物種の大規模な絶滅を引き起こす可能性も指摘されるほど深刻化しております。地球温暖化防止は、いまや待ったなしの喫緊の課題であり、今国会でも政府は京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために地球温暖化対策推進法を改正するなど、温暖化対策に積極的に取り組んでおります。

さて、主要8カ国の首脳が集い、地球温暖化対策をはじめとする国際社会の諸課題が話し合われる北海道洞爺湖サミットの開催まで、あと21日となりました。日本が議長国として開催されるこのサミットをきっかけに、地球環境への負荷を少しでも和らげるため、本市でも誰もがができる取り組みを実施してはいかがでしょうかと思います。開催初日の7

月7日は日本では七夕の日です。七夕は英語で「Japanese Star Festival」と訳します。福田総理は、去る6月9日、公明党の要望を受けてクールアース・デーの要望に対し、受けるという宣言をされましたが、この星祭りの日をみんなで地球温暖化防止を考え、行動する日「クールアース・デー」として、市内のライトアップ施設や各家庭での短時間でも電気を消してもらい、家族で、仲間で、あるいは恋人同士で七夕の夜の銀河を見上げながら地球の未来に思いを馳せ、そして悠久の時の流れを感じながらしばしの間ストレスで疲れたみずからの心身を開放する、そんな時間をつくることを提案したいと思います。

具体的には、行政やマスメディアの協力を得ながら、各家庭へのPRを行うほか、本市の公共施設の照明を支障のない範囲で消灯したり、民間企業や商店街等に協力をお願いして、短時間でも照明を消してもらおうというライトダウン運動のことでありますが、二酸化炭素を削減する世界共通の取り組みを大仙市から発信し、日本だけでなく全世界に呼びかけることは大変意義のあることではないかと考えます。本市においてライトダウン運動について市長のお考えをお聞かせください。

次に、食育についてお伺いいたします。

2005年に成立した食育基本法を受け、翌2006年3月に食育推進会議が策定した食育推進基本計画では、毎年6月を食育月間と定めるとともに毎月19日を「食育の日」と定めております。生涯にわたって健全な心身を養い、豊かな人間性を育むためには、食べるものや食べることに関する知識を習得し、みずからの食を自分で選択する判断力を身に付けることが大切であり、それに対する取り組みが食育ということができません。

近年、食と健康をめぐる様々な問題が指摘されております。例えば子供を含めた現代人の肥満傾向の増加が挙げられます。男性では、30から60歳の約3割、女性は60歳以上の約3割が肥満になっているというデータが示されております。2006年の厚生労働省による国民健康栄養調査によりますと、メタボリックシンドロームか、その予備軍の該当者は、中高年（40～74歳）は1,940万人、実に男性の2人に1人、女性の5人に1人が該当することがわかりました。また、女性の場合は20歳代の5人に1人がやせており、若い世代を中心にその割合が増加傾向にあるなど、やせたいという願望を持つ女性が増えている問題も指摘されております。さらには、朝食を摂らない比率は男女共に20歳代が最も高く、男性で3割、女性では2割となっており、これも

年々増加傾向にあること、また、朝食を摂らない子供は疲れる、いらいらする割合が高いことや、一方では朝食を摂る子供ほどテストの得点が高い傾向にあることも明らかになりました。

秋田県は、国が定めた食育推進基本計画に基づき、食の国秋田推進運動アクションプログラムを策定し、具体的な目標を掲げて推進してきております。具体的には、朝食を摂らない小学生をゼロにすることや生活習慣病の予防について認知している人の割合を平成19年に80%以上にするなどを旨とする数値目標を掲げた運動を訴えております。

以前にもお話いたしました、私は一昨年、食育フォーラムを開催し、その後、草の根運動が広がるように取り組んでまいりましたが、「食育」という言葉はかなり浸透してはきているものの、実際の生活に根差しているとは言えない実態があるように感じております。自然に恵まれた農業地域を構成する本市にとって、子供たちが健康で豊かな人間性を育む基礎となり、また、高齢者がいきいきと生活していく上でも重要な安全な食生活ができるよう、私は食（農）育を市民運動にすることが何より必要なことと考えますが、この食（農）育に関する基本計画の進捗状況についてお知らせいただきたいと思っております。

質問の最後に、民間の活動に対するお考えについてお聞きしたいと存じます。

大きな可能性を秘めて未来を担う子供たちがのびのびとたくましく育ってほしいと願うのは、私たち大人の共通した思いであると存じます。しかし、子供たちの自殺や虐待、不登校などの悲しいニュースが続く現実には心が痛みます。我が子が不登校に陥ったとき、母親が真っ暗なトンネルの中に閉じ込められたかのように絶望的になる姿を見るにつけ、心が張り裂けるような思いでいっぱいになります。

昨年春、大仙市の子供たちがすこやかに育つ環境をつくりたいと願う有志で、一年の授業を通じて子育てに関して今何が必要かを研究しております。臨床心理士の先生の協力を得てセミナーを4回、子供相談会を2回開催しましたが、学校の現場から、保育の現場から、地域の方々から、子育て真っ最中の親から、そして子供たち自身から身震いするような深刻な悩みについてのSOSサインが数多く寄せられました。主催したメンバーは、今、大仙市にとって一番必要なのは悩んでいる人の相談を受けてすぐ対応できるその道の専門家の方を中心としたネットワークをつくることではないかとの、1つの答えというか命題を見出したと言います。事業のまとめとしてシンポジウムを開催した

際に行ったアンケートには、「相談窓口はたくさんあるが、相談してもそこで終わってしまう。再び相談に行けるような窓口がほしい」「相談に行けない人、どこに相談に行けばいいかわからなく不安を抱えたままにしている人が多くいることを知ってほしい」「大仙市の子育て支援ネットワーク構築ビジョン提案を求める」「専門的なコーディネーター、専門的なアドバイザーがほしい」など、今後行政が行うべき施策のヒントになるような意見がたくさんあったように思います。

メンバーはこれらの声に応えていきたいと、昨年度に引き続きセミナーや相談会開催の活動を続けながら、NPO法人の認証を受け、相談窓口を設置しようとの準備をスタートさせております。この一年間は相談員として窓口に立てるようなレベルアップした人材の育成事業に取り組むということでありました。

未来の宝を大仙市の希望としてみんなで育てていくという意識啓発をし、地域全体で守っていききたいというメンバーの願いに、私も是非応援したいと考えております。

市長は、子育てに関するこのような民間の取り組みに対し、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

以上で通告によります壇上での質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 6番杉沢千恵子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答えいたします。

質問の第1点、ワーク・ライフ・バランスに関する質問につきましては山王丸副市長から、質問の第2点、クールアース・デーに関する質問につきましては市民生活部長から、それぞれ答弁させていただきます。

質問の第3点は、「食育」についてであります。

食育につきましては、平成20年第1回市議会定例会の市政方針でも述べておりますが、現在、各分野で食育に関する基礎資料の収集を行っておりますので、現状分析がまとまり次第、基本計画策定委員会を委嘱し、児童・生徒をはじめ地域住民が健全な食生活ができるよう、地域の特性を踏まえた、今後5年間の具体的な食育推進計画を年度内に策定してまいりたいと考えております。

現在、食育を含めた栄養と食生活については、平成18年3月に総合的な健康づくりの指針として策定しました「健康大仙21計画」をもとに、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、壮年期・高齢期の年代層区分別に取り組み目標を定め、保健、教育、農政の各

分野で実施しているところであります。

なお、計画策定に当たっては、それぞれの分野における課題や視点を整理し、行政と市民が一体となって総合的な食育を推進していく必要があると考えております。

質問の第4点は、子育て総合相談窓口の設置についてであります。

昨年度、市内の民間団体が財団法人福祉医療機構の補助を受け、青少年育成に関するセミナーや相談会を積極的に実施しておりますが、この中で子育てに対する悩みや不安を訴える保護者が多いことに私も大変心配しております。

現在の子育ては、核家族化や離婚の増大によるひとり親家庭の増加や地域社会における希薄な人間関係によって、ややもすると地域において孤立したり、母親一人だけの子育てになったりと様々な問題が指摘されております。

こうした相談に応ずるため、福祉関係では家庭相談員や精神相談員の配置、ひとり親家庭を支援する母子自立支援員の配置、子育てアドバイザーを配置しておりますし、教育関係では各小学校に特別支援コーディネーターの配置や「たんぽぽダイヤル」を設置するなど、それぞれ対応しているところですが、一機関での対応が困難な場合は、専門機関等と連携しながら対応しているところであります。

しかしながら、なかなか相談することができずに悩んでいる方がおり、こうした方々を支援していただく民間団体の存在は、相談する方にとっても大変心強いものと思います。人材育成を含め、是非継続して取り組んでいただきたいと思いますので、市としてもできる限りの支援をしたいと考えております。

なお、子育ての総合窓口の設置につきましては、現在建設中であります駅前第二地区市街地総合整備事業による都市再生住宅の一階に、子育て支援拠点施設を設置いたしますので、その施設の活用を考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 次に、山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） 杉沢議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点でありますワーク・ライフ・バランスについてでありますけれども、はじめに、事業主に対する労働環境の整備を促す支援策といたしまして、「妊婦特例有給休暇」の設置についてのご提案でありました。

市職員が妊娠により保健指導または健康診断を受ける場合、現在は仕事に専念する義務の免除という形で今対応をいたしておりますが、今後は特別休暇の中に明記をしてま

いりたいと存じます。

また、市内の事業所で働く女性への対応につきましては、今後、各事業所の実態把握と情報の提供に努めるとともに、妊婦が気兼ねなく通院できる職場環境づくりにご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、育児休業給付金の一括支給についてであります。これは国で定める雇用保険法に基づいて給付されるものでありまして、1歳に満たない子を養育するために休業した期間に対して、休業前の賃金の30%相当額が支給される「育児休業基本給付金」、それから職場復帰後の6カ月間雇用されている場合に賃金の20%相当額が支給される「育児休業者職場復帰給付金」の2種類で支給されているものであります。

市職員の場合は、この規定を受けて制定されております地方公務員等共済組合法の育児休業手当金制度の対象となっておりますが、いずれの場合にいたしましても雇用保険法が改正されなければ一括支給はできないものというふうに考えているところであります。

また、パパ・クォーター制度の導入についてでありますけれども、これは現在、ノルウェーとスウェーデンで実施されているものでありまして、これらの国では育児休業中の賃金の8割が保証されております。一定期間の取得を、大体6週間程度ですけれども、父親に育児休業を取るということで割り当てているという制度でありまして、2つの国が同じ制度の作り方ではありませんけれども、ある一定期間、父親が育児をするという権利を父親に付与するという形でつくられている制度のようであります。

いずれの国にいたしましても国民の了解を得て高負担、高福祉の政策を実施している北欧の諸国と現在の我が国の取り組みを同じように考えるのには、今のところ無理があるのではないかとこのように思っているところでございます。

なお、市では現在、育児休業給付金の給付率につきまして、現行制度の賃金の50%相当から80%相当まで引き上げるよう、国や県へ要望しているところであります。

男性の育児参加につきましては、現行制度の中で、まずは市男性職員が率先して育児休業を取得できるよう意識改革も含めた体制整備に努めてまいりたいと考えております。そのほか市内の事業所経営者や人事を担当している方々との意見交換の場、さらには研修会の開催なども通じまして、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場づくりに努めていただきますよう、意識啓発も含めた取り組みを行ってまいりたいと存じます。

次に、非正規職員に対する支援策についてであります。



ただいま様々のご提言をいただきましたけれども、市といたしましては、市内企業の情報収集に努めまして、管内のハローワークや県の地域振興局など一層の連携を図りながら、適切な支援策を講じてまいりたいと考えております。

2番目として、女性総合カウンセリング窓口の設置についてでありますけれども、市では現在、女性センターに健康や仕事・育児などに関する相談窓口を設けて相談業務な専門機関への情報提供を行っているところであります。

実際の相談の内容ですけれども、今のところは消費生活に関するものがほとんどということでありました。今後は、女性センターの機能につきまして、市の広報紙等により市民の皆さんに一層のPRを行うとともに、市民に身近な相談窓口となるべく、その充実に努めてまいりたいと存じます。

次に、女性に対する就業支援充実策についてであります。

まず1つ目は、女性のキャリアアップのための職業能力開発支援や女性起業の支援についてでありますけれども、合併前の大曲市当時に、大曲市中心市街地再活性化基本計画に基づきまして、中心市街地のソフト支援事業の一環として起業支援を行っております。地域の特色ある商品やオリジナル作品などをお持ちで創作意欲のある方を支援する事業として、平成15年度から2年間にわたって、現在の花火庵の場所で4個人1団体にコマ割りし、低家賃で貸し出し、創業に向けての支援をいたしたところであります。その後、それぞれ独立して開店しており、事業としては一定の成果があったものと考えているところであります。

なお、現在の花火庵の利用は、非営利団体にとどまっております。創業を目指す方々への賃貸は行っていない状態であります。

今後は、経営指導を行っている商工会議所や商工会、パソコン講座等のキャリアアップ支援を行っている大曲職業訓練センター、さらには中心市街地の活性化活動を行っている株式会社TMO大曲とも連携いたしまして、今後の支援策について検討してまいります。

次に、育児や介護で離職した女性への再就職支援体制の整備であります。

大仙市も会員となっております秋田地域雇用創造協議会におきまして、電話対応の基礎知識をはじめ、ビジネスマナーの基礎を学ぶコールセンタースタッフ養成講座を開催いたしましたところ、大仙市を会場にした昨年度の講座の参加者は6名ありましたが、このうち5名が女性でありました。同様の講座は平成21年度まで実施する予定であり

ますので、参加者の掘り起こしに努めてまいります。

なお、市では育児・介護等によって職業生活を中断し方や現在子育て中の方など、再就職を望む方々を対象とした再就職準備セミナーを財団法人21世紀職業財団秋田事務所と共催で毎年1回開催しているところであります。昨年は15名が参加いたしまして実施いたしましたが、今年も広報によりまして周知に努めてまいりたいと存じます。

なお、ハローワークの求人情報でありますけれども、これは毎週金曜日に最新情報をハローワークの事務所、市役所本庁及び総合支所に掲示しておりますほか、ジョイフルシティ、道の駅かみおか並びになかせんでも情報提供をいたしておりますので、求職活動を行っている皆様から利用していただきたいと考えております。

次に、夜間保育の実施についてであります。これまで大曲地域の民間事業者が実施しておりましたけれども、現在は休止状態ということであります。

市では現在、多様化する保育ニーズに対応するため、通常保育のほか延長保育、一時保育、病児・病後児保育を実施しているところであります。

ご質問の夜間保育に関しましては、市民ニーズを把握しながら、民間の実施を支援する方向で検討してまいります。

最後であります。

次に、男女共同参画推進条例の制定につきましては、昨年度2月21日でありますけれども、公募による市民2名のほか、男女共同参画審議会会長及び副会長、あきたF・F推進員1名、市職員2名の合計7名による「大仙市男女共同参画条例検討懇話会」を立ち上げております。

第1回目の会議で条例制定の可否についてご協議いただきましたところ、「条例制定は市を挙げて男女共同参画を推進する姿勢を内外に示す上で非常に有意義である」というお話を受けまして、制定することが望ましいという結論に達しております。

今年度に入りましてから会議を2回開催しているところであります。その中で条文の詳細について検討をしております。今後さらに検討を重ね、9月の定例会においてご審議いただきたいと考えているところであります。

昨年度の男女共同参画都市宣言に加えまして、さらに、男女共同参画推進条例を制定することにより、男女共同参画の必要性を市民、事業者がともに理解し、それぞれの役割を果たしながら、ワークとライフのバランスのとれた「ともに輝く男女共同参画のまち大仙市」を実現するため、一層努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 次に、元吉市民生活部長。

○市民生活部長（元吉峯夫君） 質問の第2点は、本市におけるライトダウン運動についてであります。

地球温暖化問題が喫緊の課題であることは議員ご指摘のとおりであり、温暖化対策を推進するには草の根レベル的な取り組みが重要であると考えております。

6月1日から募集しております「環境家族宣言」もその取り組みの一つといたしまして、身近な省エネなども対象としております。

環境省でも温暖化防止の一環として6月21日の夏至の日、7月7日の洞爺湖サミット初日に合わせまして、午後8時から10時までの2時間、ライトダウンキャンペーンを予定しております。当市におきましても市民、事業所につきましても、6月16日号の広報で呼びかけをしているところでございます。また、市民会館などの公共施設につきましても、業務に支障のない範囲で消灯することとしております。

今後も日常生活の中で取り組む温暖化防止対策の啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 6番、再質問ありませんか。はい、6番。

○6番（杉沢千恵子君） 本当に微に入り細にわたっての細やかな説明、ありがとうございました。本当に一歩以上どころでない、本当に半歩、一歩、もっともっと前進したような感じで、大変感動しております。

要望というんですか、お伺いしたいのは1点あります。ワーク・ライフ・バランスのところですが、いわゆる生涯学習のこの資料を見ますと、女性センターでも就業支援講座というのを設けております。こういうふうにして女性のために講座を開いておりますが、大抵の場合、1回やって終わりというセミナーとかそういうものが多いので、全部最後まで面倒をみるというふうな講座にしていくことによって一人立ちしていけるのではないかなという気がしますので、やはりあらゆる手段を講じて女性が一人立ちするまで面倒をみていただきたいというお願いでございます。これは要望です。

もう一つはあれです、いろんな女性を知る際にですね、今回、起業なんかで独立していく場合に、この大仙にも商業支援雇用促進各種助成金制度というのがありますけれども、やっぱりこういうものを出すときに、ほとんどの場合、男性中心というんですか、

会社中心のものが多くいんですけれども、ここのところにやっぱり女性も21世紀職業財団なんかで助成しているものがたくさんありますので、こういうものも紹介し、そしてさらに手を添えて、手続きまで指導するという、こういうことを要望したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 副市長からお答えいたします。

○議長（大坂義徳君） 山王丸副市長。

○副市長（山王丸愛子君） 大変ごもっともだと思います。詳しいその取り組みにつきまして、今後、庁内で検討いたしまして、できるところから手をつけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 6番、再々質問はありませんか。

○6番（杉沢千恵子君） ありません。ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

この際、昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

午前 11時42分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。13番齊藤博幸君。はい、13番。

○13番（齊藤博幸君） 【登壇】 大地の会、齊藤です。質問の時間が変更になってから初めての壇上でございます。時間配分等ロスも生じることもあろうかと思えますが、よろしくご清聴願います。

また、先般の植樹祭において我が秋田県出身の明石さんと西木さんが、秋田の子供は何も恥ずかしがることはない、自信を持って東京でもどこでも話をしてくださいと申しましたので、私は自信はないけれども、ほどなく標準語は話せない、なまっておりますので、聞き取れないこともあろうかと思えますけれども、よろしく願います。

原油高、穀物の高騰などの要因が重なり、資源の少ない我が国において国民の生活を直撃しており、これからの市民生活を考えると大変な課題を行政に与えられたと思つて

おります。そういう折、予期せぬ秋葉原の事件、また、宮城・岩手の災害が発生しました。将来有望な若者が犠牲になられたことは、何ともいたたまれない気持ちでいっぱいです。心からお悔やみを申し上げます。

また、14日発生の岩手・宮城内陸部地震の被災地の方々にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い行方不明者の捜索、発見と復旧を願うところでございます。

災害は忘れた頃にやってくるとよく申しますが、近年その常識が非常識に変わってきたとつくづく感じております。岩手・宮城内陸地震においては、建物などに被害が出た学校は206校に上ると報道にあります。中国四川大地震のような校舎倒壊の悲劇はなく幸いと感じますが、しかし、平日ならば大きな被害が出た可能性があり、混乱を生じたものと推察します。

そこで本題に入りますが、一つは午前の小山議員も同じ質問をしておりますけれども、私も通告した手前、耐震化について質問したいと思っております。

四川大地震の6月6日時点の死者は6万9,130人、負傷者は37万4,031人、行方不明は1万7,824人に上り、地震発生以来、余震は1万650回と報道されており、想像を絶する災害と受けとめております。

建築基準法に詳しい方のお話によると、日本の建築基準法は震度6強で耐え得る設定であるとのこと。それを上回る四川の地震はマグニチュード7.8で、日本でも同程度の規模で発生すると相当の被害を被ると予測されております。とりわけ四川大地震では、マスコミでは「大地震（おおじしん）」と呼ばせておりますので、私も「大地震（おおじしん）」と呼ばせていただきます。小・中学校の建物が崩壊し、多くの子供が犠牲になったことは大変いたたまれない事実として記憶にとどめたいと考えます。今国会で地震防災特別措置法が成立し、公立学校の耐震化を強力に推進するため、2008年から2010年までの3年間に限り、地方自治体の負担を軽減するとのことですが、大仙市内の小・中学校の建物等の現状はどのような状況かお尋ねします。

1点目は、耐震診断調査はどのように実施されているのか。2つ目は、調査結果についての対応策はどのように実施されていくのか伺います。また、今回の大地震で市民も耐震診断に関心を持つようになり、診断を考えている方もおります。ある自治体では、助成金を出して推進しているところもあると聞いております。少なくとも耐震診断を啓蒙する必要があると思うが、市の考えを伺います。

次に、河川の状況についてお尋ねします。

今年も梅雨に入る季節となり、大雨や災害に気をつけなければならない時期がやってまいりました。近年、地球環境温暖化などの変化で極端な大雨、大雪、台風などが発生しております。12日付の秋田魁新聞には、米国の北西部の吹雪、東部の高温と異常気象の記事が載っております。今までの常識で考えられない気象の変化が起きています。

我が秋田県でも昨年、国体前の9月に大水害が発生したことは記憶に新しいところがございます。特に県北の被害は甚大で、相当な農地等が土砂に埋まった大雨でございました。春先、米沢方面に用事があり、どうしているのかなと心配して、それらの被害地を見る機会がありましたが、国・県・地元の支援で復旧の最中であり、農家の方も作付けできると安心しておりました。

我が大仙市でも雄物川、玉川の増水により、主に西部地区の河川が被害を受け、市長をはじめ当局、議会で水害視察を行っております。地域の被害を少しでも軽減するため、市として最善の取り組みをするよう願うものであります。

そこでお尋ねしたいのは、まず最初に、国・県・市それぞれ管理している河川の数を伺います。

次に、先程申しましたとおり、西部地区の河川を視察しましたが、その後、地域の要望に対してそれぞれの官庁はどのような考えなのか。また、視察した以外にも水害に見舞われたところも多々あったと聞いているが、その中の一つに協和地域の繋川においても田んぼに水があがり被害に遭いました。この河川も県管理の河川と思うが、たびたび水害に遭うということで河床の砂利揚げ等を願っているということですが、現状をどのように把握しているのか伺います。

また、それぞれの所管する河川の改修計画を立てている河川、雄物川、淀川、斉内川等の進捗状況と今後の見通しについて伺いたいと思います。

次は、秋田県水と緑の森づくり税についてでございます。

先般、「手をつなごう森と水と私たち」をテーマにした第59回全国植樹祭が北欧の杜で開催されました。森林は木材の供給地の役割だけでなく、水と生き物を育む人類の財産として誰もが認めるようになりました。県では2003年3月に水と緑の条例を制定、今年度からは水と緑の森づくり税を創設し、地球温暖化の防止、県土の保全、水源の涵養の促進を図ろうとしているが、この施策を市としてどのようなメニューを考え、何を優先して事業をお願いしていくのか、また、市の納税者数と納税額をお伺いいたします。

次は、国保についてでございます。

保険税は市が徴収する税の中でも最も高額であるため、住民がその負担の重圧にあえているのが実態であります。市政報告で市長は、市民の負担は限界に近いものになっていると認識されております。私も全く同感であります。国保会計は本来、一般会計からの繰り入れがなくても運営できるものでなければならぬと考えますが、現状はそうもいかず、保険税の負担を軽減するため繰り入れを余儀なくされております。一面やむを得ない措置であると考えます。国保の制度は昭和34年1月1日に創設され、社会の変化の中でいろいろ改正されて今日まで続いているが、今後の加入者の高齢化、地域経済の低迷による税の減少と改善の方向への道のりは大変厳しいものと受けとめております。将来この制度を維持していくために何が重要で何を重点的に取り組む考えなのか、また、3月の定例会時点で当初予算をなぜ精査できなかったのか伺います。あわせて、人間は健康であることが一番の財産であると考えます。大きい病気にならないよう、また、医療費抑制を図るため、健康診断受診率を高めることも重要と考えるが、これまでの健康診断受診率の推移について伺います。

最後は、教育関係について若干ご所見を賜りたいと思います。

「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」についてでございます。

今日、激しく揺れ動く社会の流れの中で、これまで機能してきた経済や社会の仕組みが新しい時代の要請に十分対応できないものとなり、教育分野においても少子高齢化、情報化、国際化に伴い、その基盤となる教育改革が必要に迫られていると考えます。

当市では他の自治体に先駆けて「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」を策定されました。その取り組みについて若干伺います。

1つ目は、新しい時代の仙市学校教育の使命についてであります。

使命とは使者として果たさねばならない用向き、その人に与えられた重大な任務ととらえております。学校教育の理念としては、学力や体力向上等はもちろんのことでありますが、昨今、全国各地において凶悪な殺人事件等が頻繁に起きていることなどから、人の命の尊さについても人間形成の重要な場としての学校教育において教え伝えることも大切であると考えます。これらを踏まえまして、教育長の学校教育に対する使命感についてのご所見を伺わせていただければ幸いと存じます。

2つ目は、学校規模適正化の参考例を提示し、中期・長期計画で適正化を進めたいとあるが、地域との協議の現状は、また、協議の回数、地域の反応、今後の進め方につい

て伺います。

あわせて、合併後初めての統合小学校協和は、市教育委員会、議会、学校、地域と幾度も議論し開校しました。市政報告でも触れられておりましたが、案ずるより産むが易しで大変よかったなと思っております。統合のモデルということでマスコミ等にも取り上げられ、大変心配していたところでございます。この統合小学校のスタートをどのように受けとめているのか、率直な意見をお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大坂義徳君） 13番斉藤博幸君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 斉藤博幸議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、耐震化についてであります。

はじめに、小・中学校の耐震診断調査の状況につきましては、午前中の小山誠治議員の質問にもお答えしておりますが、耐震補強が必要か否かを判断する耐震2次診断を実施した学校建物は、内小友小学校の3棟と南外中学校の3棟であります。この調査結果についての対応策としては、耐震補強が必要とされる構造耐震指数0.7を下回った建物につきましては、平成21年度において補強工事を行う計画であります。

また、耐震2次診断を実施していない小・中学校につきましては、原則として平成21年度と22年度の2カ年ですべての建物を調査する計画であり、補強工事が必要な建物については構造耐震指数の低い建物を優先した耐震補強工事实施計画を策定する考えであります。

次に、一般家庭への耐震調査の啓蒙につきましては、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震の発生を受けて、国では耐震改修促進法の改正が平成17年11月7日に公布され、平成18年1月26日から施行されております。

この改正では、建築物の耐震診断及び耐震改修の一層の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針及び都道府県による耐震改修促進計画の策定等が規定されました。

このことを受けて、県では秋田県耐震改修促進計画を平成19年3月に策定しており、市におきましても現在、大仙市耐震改修促進計画を策定中であります。

議員ご質問の一般家庭への耐震調査の啓蒙につきましては、策定中の計画案の中で、啓発及び知識の普及に関する事項に盛り込む予定であり、木造家屋に関する耐震診断、改修の相談窓口の設置やパンフレット、ポスターの作成、配布などを行うなど、様々な



機会を利用して耐震化の必要性等の周知に努めてまいりたいと考えております。

質問の第2点、河川の状況に関する質問につきましては、建設部長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、秋田県水と緑の森づくり税についてであります。

はじめに、最優先に進めていく事業につきましては、地球温暖化の防止、県土の保全、水源涵養などの公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次の世代に引き継ぐため、県で実施する針葉樹・広葉樹混交林化整備事業を推進するための針葉樹・広葉樹混交林化推進事業を行うとともに、市が事業主体として実施するハード事業として、市民の憩いの場、癒しの場として、身近な森林公園を環境整備する「ふれあいの森整備支援事業」を実施してまいりたいと考えており、本年度は大曲地域の姫神公園の景観向上のため、3.5haの伐採を行う計画であり、今次定例会に補正予算を上程しております。

また、ソフト事業として、次代を担う児童・生徒を対象に、森林を活用して森林環境教育を推進するための活動や体験学習のフィールドとなる学校林の整備を行う「森林環境学習活動支援事業」について、教育関係機関と協議しながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、市の納税義務者数と納税額につきましては、個人県民税の納税義務者数は3万9,690人で、税額は3,175万2千円、法人県民税の納税義務者数は約1,300社で、納税額は約320万円と推計いたしております。

質問の第4点は、国民健康保険事業についてであります。

はじめに、当初予算編成時点での数値の把握についてであります。

国民健康保険事業特別会計の当初予算は、予算編成の基本となる医療費を推計するために必要な19年度診療実績が3月から9月までの7カ月分しかなかったことや、所得も未確定であったことから、例年のことではありますが暫定的な予算となっております。

特に平成20年度は75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行となったこと、退職者医療制度の廃止に伴い65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を財政調整する前期高齢者交付金の新設されたこと、後期高齢者医療制度へ医療保険者が負担する後期高齢者支援金の新設されたことなど、国民健康保険制度が大幅に改正されました。このため新設された交付金・拠出金が不透明であったことや、国

・県の調整交付金などの算定方法が改められたことなどもあり、当初予算編成時には見通しが立たない状況でありましたので、今次定例会で予算の補正をお願いするものであります。

なお、補正をお願いしております療養給付費交付金、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、老人保健拠出金及び介護納付金については、２年後に精算されるものであります。

次に、国保財政の安定化に向けての今後の取り組みについてであります。

国保財政は、合併時から毎年実質単年度収支が赤字の状況で推移しており、財政調整基金も枯渇したことから、早急に財政を安定させる手だてを講じる必要があります。このため、今年度の医療費の推移と国・県交付金等の動向などを参酌し、市民のご意見もいただきながら平成２１年度を初年度とする（仮称）大仙市国民健康保険事業安定運営５カ年計画を２１年度当初予算編成作業にあわせ作成したいと存じます。

計画の内容につきましては、今後の医療費の動向と税需要額を予測し、現在赤字となっている実質単年度収支がプラスマイナスゼロとなる税率をシミュレーションした上で、急激な被保険者負担とならないような税率の設定と具体的な負担緩和策を提示したいと考えております。

また、予測を上回る医療費増に備えた対策として、例えば財政調整基金の造成などについても、市全体の財政の中で検討してまいりたいと存じます。

いずれ、現在の状況の中では国保財政を安定運営させるには、被保険者にある程度負担の増額をお願いすることは避けられないものと考えております。このため、国保の現状、計画策定経過などについて、広報周知に努め、市民にご理解をいただくとともに、議会とも協議してまいりたいと存じますので、計画策定まで今少し時間をいただきたいと存じます。

次に、健診受診率の推移についてであります。

平成１９年度まで老人保健法により生活習慣病の早期発見・早期治療を目的に実施してまいりました基本健康診査について、市全体の受診率は１７年度８３．７％、１８年度７９．７％、１９年度７５％と減少しております。また、胃がん、大腸がん等のがん検診についても同様となっておりますが、歯周病疾患検診は１７年度４．９％、１８年度６．２％、１９年度６．８％であり、また、１８年度より市内全域で実施された肺がん検診も１８年度４２．０％、１９年度５７．１％と受診率は向上しております。

20年4月からは、医療制度改革により「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されました。このことにより40歳以上を対象に実施しておりました基本健康診査は40歳から74歳までの特定健診・特定保健指導として各保険者に義務づけられ、国保加入者につきましては保険者である市が5月8日から仙北地域、中仙地域、太田地域、西仙北地域と順に実施しております。また、75歳以上の市民は市で広域連合の委託を受けて後期高齢者健診として特定健診と同じ会場で実施しております。

特定健診・特定保健指導はメタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により、発症と重度化の抑制を図り、医療費の削減に結びつけることを目的としているため、受診率の向上と特定保健指導対象者の把握と指導が重要視されております。

今後も広報での特定健診の周知を図るとともに、国保加入者への受診勧奨に取り組んでまいりたいと存じます。

さらに、各種がん検診や歯周病疾患検診の受診率の向上につきましても、広報等での啓発及び地域での健康教育の中で医師会の協力、または歯科医師会の協力をいただき取り組んでまいりたいと存じます。

質問の第5点、「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」に関する質問につきましては、教育長から答弁させていただきます。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 質問の第5点は、「新しい時代の学校教育だいせんビジョン」についてでございます。

大変、使命感という重い言葉を使っていただきましたので、私も最初、重い表現をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

教育に対する使命感についてでございますが、近年、我が国では社会保障、あるいは環境問題、経済の維持、社会における安全・安心の確保など様々な課題が生じていると思っております。こうした課題に立ち向かい、乗り越えていくための知恵と実行力をいかに生み出していくのか、今まさに問われているような感じをしております。

このような変化の激しい社会においては、人づくりこそが個人の幸福の実現と国家社会の発展の礎であり、人づくり、すなわち教育は将来の発展の原動力になり得るものではないかと確信しております。

学校教育の使命といたしましては、個人が自立的に社会生活を送り、自らを律しつつ相互に支え合いながらその一員としての役割を果たすために必要な基礎的な知識を養う、そういうことを今後一層重視していく必要があるのではないかなというふうに考えているところであります。その使命を達成するために学校と家庭・地域の横の連携、幼稚園、保育園、小・中・高等学校の縦の連携を織り交ぜながら、学校という集団生活の中で個を育て、個を集団の中で生かすという双方向の視点から学力保証と成長保証をバランスよくしていくことを基本に踏まえ、教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、命の大切さの教育についてでございますが、最近の様々な事件に接し、やはり心を痛める一人でございます。大人も含めて人間として最重要課題としてとらえていく必要があるのではないかなというふうに認識しているところでございます。

学校教育における義務教育段階では、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さ等を積極的に取り上げる教育を推進しております。

一つの例ではございますが、昨年大曲中学校では、昨年度まで2年間にわたりまして文部科学省指定「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」に取り組んだときに、赤ちゃんポストの設置の資料を用いた授業が公開されております。生徒から「自分の行動に責任を持つこと」と「命の大切さ」の葛藤の中で、「かけがえのない生命をいとおしむことや誇りある生き方を見出そうとすることがすばらしいと感じたこと」などの発表がございまして、一緒に参観していただいた保護者の方にも大きな感動を与えたというふうにお聞きしております。

このように道徳の授業だけではなくて、児童・生徒の発達段階に応じまして、地域の人々との関わり合いを持ちながら進めております自然体験活動、あるいは社会奉仕体験活動、学校間交流を中心としたコミュニケーション活動など、様々な体験を通しまして思いやりの心や命の大切さを学ばせる取り組みを積み重ねてまいりたいと思っております。

今後は、以上のような学校の取り組みに加え、地域社会の問題として地域をあげて命の教育を充実させるために、ご協力をいただけるよう努めてまいります。

次に、学校規模適正化に関する地域説明会の際の意見、反応についてであります。

本市では昨年3月に新しい時代の学校教育だいせんビジョンを策定しまして、学校規模適正化を含む内容について、昨年6月から7月にかけて各地域協議会へ説明しました。また、市内小・中学校のPTA会長や校長会へも説明いたしたところでございます。

この中での意見につきましては、昨年9月の第3回議会定例会で一部紹介いたしておりますが、要約すると次のようなものであります。1つ目として「児童・生徒数、出生数を考えた場合、教育的見地に立つと統合もやむを得ないのではないか」、2つ目として「旧市町村に学校が1校は残るような形で進めるべきではないか」、3つ目として「過去において学校統合の話になると、行政と住民との間にトラブルを生じた例もあるようなので、早い時期に具体的なものを住民に示していただいて理解を得るべきだ」などございました。

続く少子化傾向の中で、引き続き教育の振興・充実や新しい教育需要に対応していく上では、子供たちの視点に立つと規模の適正化も考えていかざるを得ない一つであるという反応であったなというふうに受けとめております。

昨日、国は小学校・中学校の適正化規模に向けまして35年ぶりに中央教育審議会に作業部会を設置するという報道が流れました。そのような動向も見据えながら、今後も引き続き総合的に新しい時代の学校教育だいせんビジョンの実現を図るため、保護者、住民との意見交換、協議の場を設けてまいります。今年から来年度にかけてはビジョンの中期目標年であります平成24年度までの間に複式学級が出現する小規模校を対象に、説明・協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

次に、協和小学校の状況についてでございます。

昨年度末に協和地域6小学校が様々な思い出を語り、努力の跡を残しながら閉校式を実施し、今年4月に新生協和小学校としてスタートいたしました。

新しい時代の学校教育だいせんビジョンが求めております友人関係の広がり、多様な関わり合いの中で身に付ける集団のルール、すべての教科に専門性を持った教師が配置されるなど、望ましい学習環境が整えられました。

開校式では、児童代表が「たくさんのお友だちができました。また、いろいろな意見を交換することができ、学校生活がとても楽しいです」と発表しておりますし、保護者からも「学校が楽しいと喜んで登校している」という声をいただくなど、統合による一定の効果があつたと考えております。

心配されておりました路線バスでの登下校も、保護者や地域の方々、協和中学校生徒から安全確保のために積極的なサポートをいただいております。

順調にスタートいたしました協和小学校であります。人数が増えたことによるダイナミックな教育と小規模校の中で行われておりましたきめ細やかな指導のあたたかい人

間関係づくりが継続されていくことが課題と考えております。

今後は、小学校・中学校が隣接するという立地条件を生かしまして、保育園、小学校、中学校との連携を具体的に図ることと、学校と地域を結ぶコーディネーターの活用を図りまして、地域と一体となった学校づくりを推進するモデル校としての取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 次に、中嶋建設部長。

○建設部長（中嶋喜代博君） 質問の第2点は、河川の状況についてであります。

はじめに、国・県・市それぞれの管理している河川の数につきましては、河川法により、一級河川は国及び県が、二級河川は県が、準用河川は市が管理を行うこととなっております。

大仙市内の河川数は国が雄物川本川と3支川、県が淀川ほか38河川の管理を行い、市では準用河川3カ所の管理を行っております。

また、河川のうち一級河川、二級河川、準用河川に指定されておらず、河川法の適用を受けない公共の水流及び水面は、条例で制定した場合は普通河川として、条例で制定しない場合は法定外公共物として管理することとなっております。当市の場合は条例を制定していないので法定外公共物として管理しておりますが、公共災害復旧事業申請の場合は河川名称が必要となりますので、法定外公共物でも普通河川として申請しております。その法定外公共物は約5万5,560カ所ありますが、そのうち公共災害復旧事業へ対応するため、深さ1m以上の92カ所を普通河川と位置づけ、災害復旧に迅速に対応するため河川名称を付して管理しております。

次に、昨年9月の災害に見舞われた国・県管理の河川につきましては、国においては河岸の洗掘や護岸の破損のあった雄物川2カ所、玉川3カ所の計5カ所を早急に被災箇所への復旧工事を行うと伺っており、浸水被害を受けた箇所については今後、雄物川水系河川整備計画を策定し整備促進を図ることと伺っております。

また、県においては河川洗掘や護岸の破損のあった福部内川ほか5カ所を公共災害復旧事業として、西ノ又川ほか4カ所を県単独災害復旧事業として申請し、採択されております。このうち公共災害復旧工事については、平成19年度に完了していると伺っております。

市は、災害の恐れのある場合には、現場パトロールや住民の通報をもとに迅速に対応

していただくよう、今後とも国・県に働きかけてまいります。

次に、県管理の一級河川であります協和地域の繫川につきましては、昨年9月の水害時に現地調査を行い、その後、県単独事業で護岸復旧を完了していると伺っております。また、川床の堆積土砂撤去については、今後対応していくよう要望をいたしております。

次に、国・県管理の河川改修の進捗状況と今後の見通しにつきましては、国においては現在、雄物川中流部の福部羅、強首地区を緊急特定地区として改修を推進しており、今後、雄物川堤防整備につきましては、雄物川水系河川整備基本方針に基づき、学識者懇談会での意見や住民意見反映の手続きを経まして、今年度中に策定する河川整備計画に位置づけて整備促進を図ると伺っております。

また、県においては、斉内川につきましては昨年度、斉内川河川整備計画を策定し、平成21年度に新規事業として現在調整中と伺っておりますので、市でも引き続き要望活動を行ってまいります。

淀川につきましては、平成2年度より事業に着手しており、本年度も引き続き築堤工事を実施しておりますので、早期完成に向けて県に働きかけてまいります。

また、楢岡川、大沢川につきましては、県単河川改良事業を実施して、安全・安心のための川づくりを行っているものと伺っております。

市では、洪水被害を未然に防止し、安全で安心できる市民生活を確保するため、治水事業につきましては、今後とも国・県へ要望するとともに災害復旧事業等の迅速な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（大坂義徳君） 13番、再質問ありませんか。はい、13番。

○13番（斉藤博幸君） 耐震化については当局の答弁で大体理解しました。今回、通告文書をちょっと書かなかったけれども、我が国において地震は避けることができません。そういうことで、今回は小・中学校とか、先程、保育園とか幼稚園の庁舎のこともお話ありましたけれども、突き詰めるとコミュニティセンター、集会所、公民館、考えますと相当数ございます。しかしながら、これはいざ有事の場合、みな市民が避難する場所でございますので、それも今後、調査・研究していただきたいと思っております。

あわせて、先程の質問にも言いましたけれども、地震がありますと避難所、防災用品、備蓄品、また、ライフラインの復旧がどうだとか、計画はいろいろ立てておりますけれども、いざああいう大きいのがきますと大変なことと思っております。今後、職員の方、我々

もですけれども、一生懸命認識を深めながら、いざ有事の際、一人の犠牲者も出さないようにお互いに勉強してまいりたいことを当局と確認したいと思います。このことについては答弁は求めません。

また、2番についても意見になりますけれども、建設部長さん言ったとおりでございます。国にしろ県にしろ財政が厳しいのも十二分にわかります。雄物川、協和地域では中村集落が国道の側へ移転してから相当数、年数が経っています。いまだに低地団地でございます。今、福部羅とか強首の方は今の緊急対策ということで工事にかかっているわけですけれども、まだまだ遠い道のりだと思いますので、ここでどうだこうだ言っても国・県管理の河川でございますので、どうか当局としても今後まず強力で推進して事業をやっていただくようお願いを申し上げます。

4番でございます。国保についてでございます。

質問でも申しました。市長さんは市民も限界にきていると。市長としてこの制度を持っていくためには、市民の理解を得ながら税率をちらっと申しましたけれども、私はこの先、この制度を今の方法でやっていくと、地域経済がこういう状況でございますし、農林業もこのとおりでございますし、軽減措置を受ける方が相当数多くなっていきます。そうしますと、先程申したとおり高齢者が、我々も間もなくだけれども多くなった時点で、これは私、持論じゃないけれども今のままでいきますと地方自治体がこの国保の制度を運営していくということは、私はもうそろそろ限界にきているんじゃないかなと考えます。それで、大きい話をするようですけれども、我が日本は我々の先輩方、私も経験しましたけれども、みんな田舎から東京とか関東・関西へ出稼ぎで行って、この日本の国を築き上げてまいりました。そして、今は若い人、秋田で教育を受けた子供が都会へみんな引っ張られるといえ言葉悪いけれども、そういう時代になってしまいました。その中で我々残った秋田県の高齢化率が一番高い訳ですけれども、この制度をやっていくとすれば、やっぱり後ほど佐藤文子議員も国庫負担率のことを述べられるようでありますけれども、これはやっぱり国の制度で同じく等しく医療を受ける抜本的な対策を市長会でも地方六団体でも私はお願いしていかないと、各自治体それぞれみんな力のあるところもあるけれども公平なやっぱりこの医療制度は、私は立ち行かなくなると思いますので、市長会とかいろいろな上部団体の方へ強力でお願いを申し上げたいと思います。そういうことでもしなければ、この後どういう数字をはじき出しても、私はこの制度は厳しいものになると思います。私は市長、来年、市民の理解を得ながら税率も云々と、



こう聞いたと思っておりますけれども、何とかまず、市長も限界がきておると申したとおりでございますので、どうか一生懸命研究なされて、最低でも今のままで頑張っていただけのようにお願いを申し上げます。

お願いだけで申しわけありませんけれども、それをお願いしておきます。

受診率は結構、市民の皆さんと話をしていると、もちろん旧町村みたいに一集落一朝ずつやれるような状態ではないわけですがけれども、なかなかやっぱり関心が薄くなってきたなと思っております。これは健康診断やったから大きい病気にかからないとか、健康診断やったから国保が何ぼかからないとかそういう数値があらわれるものではございませんけれども、やっぱり私は重要な課題だと思っておりますので、このことについて引き続き高めるように要望します。

要望だけで悪いけれども、そういうことで……、あと5番目、5番目について。教育長さん、大変重く受けとめて答弁していただきました。ありがとうございます。

私は、命の尊さというのは教育長も触れられたけれども、これはなかなか地道な努力が必要と思っておりますので、我々子供の時代みたいに学校でニワトリを飼うとかウサギを飼ったとかそういう時代でもなくなりましたけれども、そういうことも考えて、やっぱり小さいときから命の尊さを考えていただきたいけれども、ずっと一流ししてしまったけれども、それぞれ思いがありましたら答弁願います。

○議長（大坂義徳君） 今の再質問の中には要望ということもありましたけれども、その中で市長の方から答弁できるところは答弁をお願いします。

○市長（栗林次美君） 答弁させていただきたいと思っております。

耐震化の問題につきましては、もちろん学校や保育園だけの問題ではなくて、公共施設の問題、こういうことも当然入るわけでありましてけれども、まず当面、補強を最優先ですという意味で学校、保育園の問題を提起させていただきました。まだもう少し法律制度で強化されておりますけれども、県の大きな方針もまだはっきりしていないようでありまして、そうした方針を見ながら、財源の手当てもしていかなきゃならないと思っておりますので、小学校・中学校について、保育所を含めて2年間でということ調査するというふうに答弁しておりますけれども、できれば前倒して、今年はまだ半分ございますので、半年ぐらい短縮できる方法はないかということも含めて計画をつくっていきたいというふうに思っております。

それから、国保の関係についてであります。大変国保の経営が悪い状況になってい

まして、市民にも現状を理解していただきながら、改善の努力がどこまでできるかという問題についても提起をしながら、議会の皆さんともご協議を申し上げて、少なくとも何年かは安定運営できるような水準だけは確保しなきゃならないというふうに思っております。合併後、17年に税率で8.5、9.0、10.0、そして均等割部分も上げました。3年続きでありますので、今、様々な医療制度を中心にした問題が非常に混乱しておりますので、まず今年度我慢をして、来年度以降、5年ぐらいの中でどういう計画が立てられるのか検討して、早めに議会の方に提示をしながら制度設計をしてみたいというふうに思っております。

国保の問題につきましては、これから佐藤文子議員も触れられると思いますけれども、本当に少し、国の数字等がわからない部分が多過ぎまして、対応が少し遅れざるを得なかったということは反省しておりますけれども、いずれ様々なあれについても少しずつ中身がはっきり、数字がはっきりしてくるようでありますので、早急に今年度中に、まず対策案を出しながら、一緒になってやっぱりこの制度安定というものを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長、ご所見がございましたらご発言願います。

○教育長（三浦憲一君） 植樹祭のときのあの内館牧子さんのお話の中で頭に一つ残っていることは、青森県のリンゴ農家の方がリンゴに毎日声をかけると。そうするとやっぱりちゃんと育つと。声をかけない木というのは細くて枯れてしまうと、そういうお話を実際伺ったというお話をお聞きしました。私はあれは教育にもすべて通じますし、人間力を鍛える場合には、もちろんそれにつながっていくのでないかなと思います。私は教育の原点は交わりだと思っておりますので、そういうあらゆる交流の機会に声をかけ合って、孤独にしていけないということがやっぱり大事なことでないかなと思っておりますので、そういうことを認識しながら頑張っていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） これにて13番齊藤博幸君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は午後2時5分に再開したいと思います。

午後 1時54分 休 憩

.....  
午後 2時05分 再 開

○議長（大坂義徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

去る14日に大変な恐ろしい地震が身近なところで発生しまして、たくさんの方々が亡くなる、そしてたくさんの被災者、ケガをされるという大変な地震が起きました。亡くなられた方へご冥福をお祈りいたしますとともに、一日も早い復興、そして行方不明者の発見のための捜査の進行を願っております。

それでは通告に従いまして発言させていただきます。

最初に、医療改革法、2006年健康保険法等一部改正する法律に関連してお尋ねいたします。

2006年の健康保険法等の一部を改正する法律、いわゆる医療改革法に伴って、今年4月から実施されました医療改革には、医療費全体に対する各保険者の負担割合を変え、その財政に大きな影響を与えるものとして、大きく言って5点挙げられます。

1つは、老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わりましたことで、各医療保険が負担するお金も老人保健拠出金から後期高齢者支援金に変わりました。老人保健拠出金と後期高齢者支援金とでは計算方法が違いますので、総じて国民健康保険は負担が軽減されることになり、組合健保や共済保険は負担が増えると言われるようです。

2番目には、退職者医療制度が廃止され、2014年までは64歳以下の退職者を対象者にした退職医療制度は存続いたしますが、退職医療制度は廃止され、前期高齢者の医療費を各保険で調整し合う前期高齢者医療財政調整制度が導入されました。この結果、これも総じて国保の負担が軽減し、組合健康保険、政管健保、共済の負担が増えると言えるようです。

3つ目には、これまで自治体の住民健診が公費負担、国・県・市それぞれ3分の1による公費負担でありましたが、これらが保険者負担に変わったことにより、保険料の値上げの要因となり得るということです。

4つ目には、75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移るために、保険料収入が減る。特に国保の場合は大きな収入減となります。

5番目には、国保の中には75歳という比較的収納率の高い層がいなくなることで、今後は国保税の収納率が悪化する。そのことによって国からの調整交付金がカットされるというペナルティーの心配があるという、この5点であります。

そこで幾つかお尋ねいたします。

1、制度改編は市の国保財政にとって、さてプラスになるのか、マイナスになるのか、どのように見通しを持っておられるのか。

2番目には、そもそも国保財政が苦しいのは、国庫負担の引き下げにあります。45%あったものを、いまや38%、食糧自給率と同じようなこの負担率。払える国保税にするためには、この国庫負担を増やすよう国に強く求めていくべきであると思いますが、これに対する見解をお尋ねいたします。

3番目には、市民の健康維持、病気予防と早期発見は自治体の第一義的な仕事であります。今回の制度改正で各保険者の実施義務としたもとで、これまで積み上げてきた保健事業や健診率は低下しないか心配です。また、健康保険の被用者保険の扶養家族の健診が、果たして確実に行われるものかどうか、これは大変心配なところであります。事業所の対応の現状についてお知らせいただきたいと思ひます。

4番目に、この制度改編を受けて被用者保険の中には保険料を上げる、正社員を減らす、扶養家族を国保に移すよう社員に指導するなどの動きを起こしているというふうなことも耳にいたしております。そのような実態があるのかどうかお知らせいただきたいと思ひます。

5番目には、前期高齢者の国保税の年金天引き。この特別徴収については、大変高く納税に苦しむこの国保税ですが、年金天引きは加入者に冷水を浴びせるものであります。農家や商店も含め高齢化、高齢世帯化が進む中で、加入者の事情に関係なく天引きするのは、高齢者の生存権にかかわる問題だと考えます。私は、この天引き条例には反対するものでありますけれども、市はこの問題をどのようにとらえているものかお尋ねいたします。

質問の2番目です。指定管理者制度と文化財保護行政についてお尋ねいたします。

平成18年4月1日より公的施設に指定管理者制度が導入され2年余りが過ぎました。当時、公的施設は598施設ありますが、制度導入に関わる基本方針の中で、制度を導入しない施設として、1つ、利用の平等性・公平性を確保するために市が直接管理すべき施設であること、2番目に、サービスの専門性・特殊性を勘案して直接運営すべき施設、3つ目には、導入しなくても維持管理費用の縮減が図れる施設という立場を明確に述べております。当初の制度導入施設は、既に管理委託方式のもとで社会福祉法人や農協、開発会社、リゾート株式会社や町内会、部落会などが受託しており、105施設にわたっての指定管理を行ったところであり、2年余り経過した今定例会では、公

民館やスポーツ施設、貴重な歴史資料等が納められました大盛館への指定管理者導入の条例案が上程されました。

そこでお尋ねいたしますが、まずこれらの施設は先の制度導入に関わる基本方針、利用の平等性・公平性を確保するための市直営管理、また、サービスの専門性・特殊性を勘案して直接運営、3、導入しなくとも維持管理費用の縮減が図れる、こうしたこの3点に照らして問題ないと判断されたものなのかどうか、その検討経過についてお尋ねいたします。

次に、大仙市には国や県・市指定の有形・無形の文化財をはじめ、民俗歴史資料館、また、今定例会に上程されました大盛館などに、たくさんの価値ある貴重な資料、文化財が納められております。これらを後世に残し続け、観光資源として価値の高い活用が図られるには、その取り扱い、管理をめぐっては、我々には計り知れない専門的知識とノウハウ、経験が欠かせないと思います。建物施設管理運営とはまったく次元の違う管理のあり方が求められていると思いますが、この点で市の現状はどのようなものなのかお考えをお聞かせ願います。

また、広域に存在するこうした文化財等に専門に関わる職員の養成など体制強化を図る必要があると思いますけれども、観光活用も含め、文化財保護行政の今後についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

質問の最後に、木造住宅耐震改修事業についてお尋ねいたします。

今年4月から国土交通省は、住宅の耐震改修に対する国の助成制度を見直しいたしました。特に比較的所得の少ない世帯に対しての補助率を引き上げて、補助対象となる住宅の地域要件や建物要件を撤廃したことは注目に値するようであります。年金を主な収入としている高齢者ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯では、その多くが対象となるようであります。しかし、この助成制度は住民の耐震改修に助成している地方自治体を国が財政的に支援する間接補助の制度でありまして、市の条例化が必要となるようであります。

また、国の助成制度は住宅を現在の耐震基準に適合させる工事が対象となることから、補助要件が緩和されたとは言っても高齢者や所得の少ない世帯では改修費用が大きな負担となるのが問題のようであります。

そこで、住宅の耐震対策を進めるために、安価な耐震技術の普及や強度不足や建物のバランスの悪いところを補強して、少しでも地震に強い住宅に改善するという「よりま

し改修」など工夫を凝らした取り組みを行っている自治体が広がっているようでありま  
す。秋田市では昭和56年5月以前の建築の木造住宅の耐震診断に対する補助や耐震改  
修補助を行っております。国の助成制度を使って税制上の特例が活用できるよう、また、  
使い勝手のよい補助制度として条例化を行うとともに、木造住宅の耐震改修事業として  
立ち上げることが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（大坂義徳君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、医療改革法に関連してであります。

はじめに、制度改編に伴う国保財政の見通しについてであります。

今年度は制度改正の初年度であり、新設された前期高齢者交付金、後期高齢者支援金  
も概算数値であることなどから、国保財政にとって、どれだけのメリット・デメリット  
があるかについて、現時点では判断が難しいところではありますが、全体としては長期的  
に国保財政の負担軽減につながるのではないかと考えております。

次に、国庫負担につきましては、昭和59年には給付の40%であったものが平成  
17年度には36%に、平成18年度には34%と縮減されてきております。このため、  
現在の厳しい国保財政について国の対応が必要であるとの観点から、これまでも市長会  
を通じ、国庫負担の増額を強く要望しているところではありますが、引き続き要望をして  
まいりたいと存じます。

次に、市国保以外の健康保険の扶養家族の健診と事業所の対応につきましては、平成  
20年4月から健康保険法の改正により特定健診・特定保健指導は、それぞれの医療保  
険者の責任において実施が義務づけられております。

医療保険者においては、被保険者保険及び被扶養者の健診を多数の健診機関や医療機  
関にそれぞれ委託して受診させている状況であり、市として被扶養者等の受診について  
現状を把握するのは難しい状況ではありますが、市国保以外の医療保険者が市で委託して  
いる健診実施機関と契約を締結している場合は、市の健診実施に合わせて被保険者保険  
の加入者が受診できる体制を整えております。

今後、市民には法改正の趣旨を理解してもらえるよう、あらゆる会議や集会を利用し  
て広報活動に努めてまいります。

次に、制度改編による被用者保険の実態につきましては、佐藤議員の質問にあった内

容については市では掌握しておりませんが、市民から相談を受けた場合は関係機関と協議してまいりたいと存じます。

次に、年金からの国保税の天引きについてであります。現在、65歳以上の方が受け取る公的年金につきましては、所得税と介護保険料が特別徴収されております。また、平成20年4月からは75歳以上の後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まっております。さらに、国民健康保険税につきましては平成20年10月から、個人住民税につきましては平成21年10月から、それぞれ特別徴収することになっております。

こうした公的年金受給者に係る税や社会保険料の徴収方法の一連の改正につきましては、国では公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から特別徴収制度を創設したものであるとの説明をしております。

しかしながら現在、政府与党におきましては、後期高齢者医療制度の見直しが行われており、年金収入が年180万円未満で扶養されている75歳以上の加入者につきましては、保険料を世帯主らが肩代わりして納付することを認めるなどの運用改善策などが検討されているところであります。この見直しに伴いまして国民健康保険の加入者につきましても口座振替を認めるなどの見直しがなされるものと考えております。

質問の第2点、指定管理者制度と文化財保護行政に関する質問のうち、1点目の指定管理者制度に関する質問につきましては総務部長から、2点目の文化財保護行政に関する質問につきましては教育長から、それぞれ答弁させていただきます。

質問の第3点は、木造住宅耐震改修事業についてであります。

本来であります個人住宅等の耐震化は所有者の責任において実施すべきものと考えますが、耐震診断や耐震改修は一定の費用を要するものであり、市といたしましても耐震化を推進するためにも補助制度の必要性を感じているところであります。

先の斉藤博幸議員の答弁で申し上げましたとおり、本年度、市において大仙市耐震改修促進計画を策定する予定でありますので、それに基づき昭和56年5月31日以前に建築された公共建築物や木造戸建て住宅について、国の住宅建築物耐震改修事業等を活用した耐震診断や耐震改修に対する補助事業を平成21年度から創設できるよう検討をしてまいりたいと考えております。

次に、住宅に関わる耐震改修の税制上の特例についてのご質問ですが、まず所得税につきましては、その改修工事が現在策定中の促進計画等に沿って行われる場合に特例の対象になるものであります。その特例期限が本年12月31日までであるため、その対

象になることはできない状況にあります。

また、固定資産税についてであります。昭和57年1月1日以前から所有する住宅について耐震改修を行った場合には、申請により当該住宅の固定資産税額を平成18年から21年の改修は3年間で2分の1に、平成22年から24年の改修は2年間で2分の1に、平成25年から27年の改修は1年間で2分の1に減額されることになっております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 次に、三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 文化財行政の今後についてでございますが、文化財専門職員の養成や体制強化についてでございますが、ご指摘のとおり文化財は国指定史跡弘田柵跡においては考古学的知識や保存整備の知識、あるいは国指定名勝池田氏庭園におきましては造園知識や庭園整備知識、それから古文書におきましては収集や保存、整理、解説の知識、文化財資料の展示や活用におきましては学芸的な知識が求められるなど、多岐多様な知識や経験が求められます。これらをすべてカバーする人材育成は長きにわたるわけでございますが、大仙市におきましては担当職員が全国、あるいは東北、県レベルの各文化財団体が実施しております研修を受講する機会を多くいたしまして、より広い知識の習得を図っておるところでございます。さらに、経験や知識が不十分な点につきましては、国あるいは県の専門機関から適宜、指導や助言をいただきまして、適切な業務執行を行っているところでございます。

体制強化につきましては、事務総量を十分に検討した上で対応しておりまして、埋蔵文化財業務の急激な増加に対応して、平成20年度、今年度ですが、文化財保護課の人員を2名増員したところでございます。

文化財の観光活用を含めました文化財行政の今後についてでございますが、文化財行政は国の指導によりまして、保護重視から保護しながら積極的な活用へと変化しております。文化財保護課におきましても、点在している文化財を活用するために、それぞれの文化財を動線で結ぶ広域的活用を目指しているわけでございます。

昨年、わか杉国体に合わせまして実施いたしました古四王神社、池田氏庭園、弘田柵跡、水神社の国宝「線刻千手観音等鏡像」、鈴木空如法隆寺金堂壁画模写の文化財一斉公開も広域連携文化財活用の一環として実施したもので、将来的には代表的な観光ルートの一つになるのではないかと期待をよせているところでございます。



また、これらの文化財の活用にあたりましては、地域の方々の協力をいただくことで保護意識の高揚、あるいは活動への積極的な参加の推進を図ることができるというふうと考えております。現在活動中の文化財保護支援団体といたしましては、池田氏庭園における池田家顕彰会や古四王神社におきます曲陽会、払田柵跡におけるほたるの会などがありますので、これらの団体を参考にしながら各地域に置ける文化財支援団体の設立や育成に力を入れるとともに、市民と共同での文化財保護・活用を図っていききたいというふうと考えております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 次に、老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） 質問の第2点、指定管理者制度と文化財保護行政についてのうち、指定管理者制度につきましてお答え申し上げます。

公の施設における指定管理者制度導入につきましては、施設の設置目的、利用状況、施設の現況及び制度導入の有効性等を勘案いたしまして導入の是非を判断しているところであります。

今次定例会でご審議をいただきます施設についてであります。はじめに大盛館につきましては、松田解子文学をはじめ荒川鉦山の歴史を伝える施設といたしまして、この4月にリニューアルオープンしており、後世に残すべき貴重な資料も数多く展示されております。そのため、展示物の入れ替えや入館者に対する歴史的な説明など専門的な知識を持ったスタッフでの運営が最適というふうと考えておきまして、できれば松田解子顕彰会など専門知識を持った団体への指定を考えているものであります。

次に、淀川分館につきましては、現在、公民館分館といたしまして当該地域住民が主体となって計画立案や事業実施している状況にあることから、今後とも地域の自主性の推進並びに地域内の連携を深めていただくためにも、地域で結成しております協議会への指定を考えておるところであります。

また、スポーツ施設では、既に太田球場を核といたしましたスポーツゾーンや協和地域のサンスポーツランド、それから大曲地域のスポーツ施設におきまして導入実績があります。各施設ともサービスの向上に現在取り組んでいただいております。

今般、指定管理者制度導入を予定しております八乙女球場等の施設につきましては、八乙女交流センターを中心に周辺施設を一括管理し、宿泊施設とスポーツ施設を一体的に利用することにより、学校等の部活動の合宿など利用者の範囲拡大も図られるものと

推察いたしているところであります。

今後とも指定管理者制度の導入につきましては、導入に関わる基本方針等々照らし合わせるとともに、その有効性等も勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大坂義徳君） 2番、再質問ありませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） それでは1番に関してお尋ねをいたします。

まず、3番目の健診に関して、事業所の対応の現状と扶養者の問題についてもご答弁をいただきましたけれども、聞きたかったことは、いわゆる今の制度改編の中で各保険者に健診事業が義務づけられた、いわゆるこれまで市の事業として行ってきたものから各保険者の事業になるというふうなことで、これまでの健診率等は、この制度改編によって下がるのではないかという心配があるわけですが、まずこの点についてはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、5番目の前期高齢者の天引きに関連して、いわゆるこれは納付率を上げる最良の手段として介護保険の年金天引きで味をしめた厚労省のこれはやり方というふうに言えるわけですが、いずれ後期高齢者に移った皆さんは、財政安定化支援というかそういうので軽減分については国からのちゃんと補てん金が入ってきたわけで、いずれ収納率としては後期高齢者になった皆さんは収納率は高かったわけです。若い世代になればなるほど収納率が低くなると、悪くなるというふうに言われておりますけれども、この制度改編によって大曲の一般被保険者の保険税の収納率というふうなものは、これまでより低下するのではないかというふうなところはどうのようにお考えなのかお知らせいただきたいと思います。

まずこの2点について。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

健診の問題でありますけれども、保険者に義務づけられるということでありましてけれども、健診はそれぞれ、共済であれば共済でそれぞれやっていた、あるいは健保であれば健保でやっていた、国保であれば市がやっているということでありまして、ここのカバーするところは私は変わらないのではないかなというふうに思っております。

それから、この収納率の問題でありますけれども、確かに議員ご指摘のとおり、比較

的生活が苦しい高齢者、高い部分の皆さんの方が収納率が高いというふうに数字的に出ているのではないかと思いますので、この部分が後期高齢者に抜けていきますと、国保は自営業を含めて若い人もいるわけでありますので、全体とすれば数字的にはやはり収納率が落ちる方向に働くのではないかなというふうなことを心配しております。そういうことがないように全体のこの収納対策の中でカバーしていかなければ、国保の医療制度そのものが大変なことになってしまうという危機感を持ちながら今対応を急いでいるところであります。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 2番、再々質問ありませんか。

○2番（佐藤文子君） それでは、健診保険事業に関しては、各保険者の実施義務というふうになってもカバーされるんでないかというような答弁でありましたけれども、最初の質問でもお話しましたが、いわゆるこの被用者保険に加入している被扶養者については、いわゆる息子さんが遠くの方で、関東方面に出ておられて、その扶養になってこちらに住んでいるというような方々、結局その会社で指定する医療機関に受診できるということは、まずできないわけですよ。そういう方々をしっかりと市がカバーするという、そういうふうな体制をしっかりとれる企業というのは、非常に限られているのではないかと。いわゆる社会保険制度をばんとやって、社員の多くが社会保険にみな入って、そして家族を扶養、ちゃんと入れているというふうなことで、よく調べれば市内の中にはしっかりとこの被扶養になっていても、いわゆる事業所として健診の医療機関、あるいは健診を受けなさいというふうなそういう健診体制をしっかりと企業がみなとっているのかというあたりのところでは、非常にまだまだ準備段階なのが現実なのではないかというふうに思うわけで、そうなりますと非常にこれまで40歳から74歳までの方々、全員がまず、おかあさん方ほとんどがこの健診に来て一般健診を受けて、基本健診を受けていた方々の中には、かなりの部分で実際なかなか受けられないと、受けに行けないという事態が起こるのではないかということで、健診率は非常に下がるというふうに私の方ではその点を心配しているわけなんです。そこら辺で、是非そういうふうなことが……大体こういうふうなことが起こってくるというふうなこと自体、そもそもこういう国民の健康に責任を持つべき政府が各保険者に責任を放り投げたというふうなところに一番の問題があるわけですよ。しかし市としては、市民の健康の保持、これは第一の事業でありますので、この健診率をいかにして下げないようにするかというあたりでは、最

善のこの配慮をやっぱり向けていただきたいというふうに思いますので、そこら辺への市長の決意なりをもう一度お聞かせいただければというふうに思います。

それから……、まずこの1番に関しては以上です。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 今、例えば会社にお勤めで、被扶養者といいますか、そういう方が一緒に住まわれていない人をどうするかという問題でございますが、大仙市の構成からいくと、そんなに多い数ではないというふうに推計できますけれども、その辺はほかの健保組合、そういうところに問い合わせをしながら、そういう方たちのフォローについても我々やっぱり、健保組合等と協力してやっていかなきゃならないと思っていますので、対策は講じていかなければならないというふうな認識であります。

それから、この健診率をやっぱり病気にかからないことによって医療費がかからないということは大事だと思いますので、健診率をできるだけやはり……残念ながら今、下がってきておりますので、これはしっかりやっぱり確保する。先ほど斉藤博幸議員のところ健診率の低下の数字を申し上げましたけれども、はっきり我々も分析できておりませんので、この辺からやっぱり、しっかりとやっぱり健診率を下げない努力、そういうものをしていかなきゃならないと思っています。

それから、今それぞれの保険者で健診等の責任を持ちなさいという制度改正になりました。我々も一保険者でありますけれども、県段階で保険者の協議会というのがあるようでございますけれども、これがもう少ししっかりした、やっぱり保険者同士が集まっている協議会でありますので、ここに様々なそういう課題を持ち寄りながら、やっぱり保険者は違っても県民という意識の中で全体をやっぱり医療保険の制度、こういったものをやっぱり底上げするようなことをこの協議会の中でやっていくべきものと考えますので、そうした方面に対する接触等も深めていきたいというふうに思っております。

○議長（大坂義徳君） 次の通告に対する再質問ありませんか。

○2番（佐藤文子君） それでは次に2番目についてお尋ねいたします。

まず1つは、公民館の指定管理者制度に関してもう少し聞きたいと思います。

いろいろ公民館というのは教育基本法及び社会教育法というふうなものに基づいて自治体が設置責任を負う施設だというふうに思います。そういうふうなことで全国でも小さな公民館を中心に700ほどの施設では指定管理を導入されているようですけれども、その導入した施設でどういう実態が出てきているのかというふうなことを、日本体育大

学の教授で上田さんという方がまとめたようなんですが、大体4点ほどあるようなんです。まずこの指定管理者に公民館をするというふうなことでは、行政当局にとっては財産の所有権というふうなものを残す程度で、施設のあり方に対する責任は曖昧になっていってしまうというふうなのがまず第1点。そして、2番目には、いろいろ受託する団体に対しては行政からの事業評価とかチェックが非常に入りますので、受託団体であるいろいろ指定管理者側としては、行政とのパートナーシップ等を築くのは非常に困難であるというふうなことで、何か指定管理者によって、かえって地域住民と教育委員会との連携が強まるかのようになるかっていけば、逆に、かえってこのチェック機能を強められて、非常にギスギスした関係が出てくるというふうなことのようです。

それから、経費の節減によって働く人々の労働条件の悪化は必至であると。これはもちろん指定管理者制度のそもそもの導入のねらいがあるわけですがけれども、その結果、このいわゆる公民館という社会教育施設での職員の役割、本来この生涯学習サービスに力を入れるべき職員の専門性というふうなものがないがしろにされる傾向があるというふうなことのようであります。

もう一点は、もちろん指定管理者導入と同時に、いわゆる施設で利用料金を徴収するとかそういうふうなことが始まっていくわけですので、本来であればこういう公民館の社会教育施設で特定の指定管理者団体が事実上営利目的でお金を取るというふうなことは、本来、法律の趣旨からも反しているんじゃないかなどというような、こういう4つの問題があって、やっぱりこの公民館の指定管理は非常に慎重にすべきでないかというふうなことが言われているわけです。

そこで教育長さんにお尋ねいたします。こういう問題も言われているわけですが、今回この公民館の指定管理者制度というふうなものが上程されておりますので、これについていろいろ教育委員会の立場として、社会教育施設に指定管理者を導入するということに対して、どのようなご所見をお持ちなのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大坂義徳君） 答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一君） 教育次長からお答えいたします。

○議長（大坂義徳君） 相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 再質問にお答えいたしたいと思います。

公民館の性格上、その指定管理者制度は慎重にと申されました。教育委員会の立場として指定管理者制度の導入の所見はということでございますけれども、確かに今の佐藤

議員おっしゃられますことが懸念される点ではございますけれども、大仙市の場合、そういうふうなことは今のところ生じていないというふうに考えております。

考え方でございますけれども、そうした公民館、特に地域・地区の公民館は、設立の経緯からいたしまして地域に密着した地域の皆さんの最も近いコミュニティの核といえますか、そういう施設でございますので、地域の皆さんが参画してこの施設を維持しているものでございます。そういうことで指定管理者の導入にあたっては、公募にはなじまないというふうにとらえておりますし、非公募の形でこれまでも二、三、指定管理を地域の自治会にお願いしてきております。そうしたことから、今後も時間をかけて地域の方々と話し合いを重ねた上で、双方で初期の目的が損なわれないように、先程申し上げましたような公民館としての機能、性格が損なわれないようなことについて、十分双方協議しまして、そして非公募によって地域の自治会、あるいは連絡協議会、そういうところに指定管理という形でお願いしていきたいというふうに考えております。

再質問でご指摘のありましたようなことを十分踏まえまして、こうした基本的な考え方で、今後でもできるところから焦らずに時間をかけて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大坂義徳君） 2番、再々質問。はい。

○2番（佐藤文子君） 今の次長さんのご答弁で、異論としましては、やっぱり現状、地域のいわゆる集会所、あるいは自治会的なそういう運営の内容がそういうふうになっているそういう公民館が実態だからというふうなことだと思うんですけど、なぜ公民館というのかというところに、やっぱりこれは社会教育法等にきっちりと位置づけられた教育施設であるというふうなことだからこそ公民館という名前がずっと続けられてきている。そして生涯学習も社会教育も含めて、やっぱり地域の皆さんにそういう、こっちは教育をちゃんと行う義務があるというふうな考え方が法律の考え方なものですから、地域の集会所というふうな、住民参加して運営するからいいんだというふうなものでは、これはいろんな集会所、自治会等ありますので、そういったのとはやっぱり公民館の役割というふうなものをもう少し根本に立ち返った検討が必要なのではないかというふうなことを申し上げておきたいと思います。

もう5分ありますので続けていきます。

文化財保護について。大盛館等については顕彰会などに管理をしてもらえればという

ふうなことを答弁されました。問題は、やっぱりそういった資料、歴史文学資料等を取り扱うには専門性が必要であるということも教育長さんも認められたわけですし、そういったこの指定管理者とするこの顕彰会が、いわゆるその指定管理者、いわゆるこの専門的な保存管理ができる、そういった団体なのであればよろしいのですけれども、そうした団体等と、このいわゆる専門的な保存、資料物を専門的に取り扱う、そうしたこの知識、あるいは経験をいかにしてこの指定管理者と行政とが連携を取り合っただけ内容を深めていくかというふうなことが一番問題だと思うんです。そういうふうな意味で、現状この指定管理者にする大盛館の場合、指定管理者として考えている方々には、そうしたこの保存する知識、そういったところでの、その点の理解はどのようなものなのか教えていただければというふうに思います。

いずれ再三ですが、保存物、その点をお答え願いたいということと、それで、この保存の文化財の保護に関しては、やっぱり専門性、知識、専門的な知識を持った方々の体制というふうなものを強化するということが、この大仙市ではたくさんの文化財があるわけですので、そういったものに専門的に関われる方がもっと必要ではないかというふうなことを、その点だけ強調させていただきたいと思います。

最後にその1点だけお尋ねして終わります。

○議長（大坂義徳君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） お答え申し上げます。

先程この文化財保護の人材の育成といいますか、人材の配置について教育長から答弁してもらいましたけれども、やや教育委員会として遠慮した答弁であろうと思います。我々たくさんの貴重な文化財の保護、そのために文化財保護課というものを比較的小さい自治体でありますけれども、合併協議の一つの大きな目玉として室から課ということで、一つ独立した担当部署を持たせております。

職員の中にも大変文化財をできる、やってきた職員、あるいは大学とか学校時代に経験した人で、そういう素質のある人といいますか、教養のある職員がおります。できるだけそういう職員も含めて、もちろん学校の先生のOBの力というのも大変……手助けいただかなければならないわけでありましてけれども、現職員の中でも相当知識と教養を持った人たちがおりますので、そういう人たちをできるだけそういう部署につけて、専門的な知識、専門官として育てていくという考え方で教育委員会と市長部局が一緒になって人材の問題については考えてやってきているつもりでありますので、これからも

そういうふうが続けてまいりたいと思います。

それから、指定管理の問題でありますけれども、一つには指定管理する原則に基づいて指定管理をしていくということであります。例えば大盛館の場合ですと、ハード的な管理とソフト的な運営というものがあるのではないかなと思っております。これはもしそういうソフト的な運営の知識があって、やろうというそういう団体があるとすれば、ハード的な部分の一つの我々市と指定管理になる方たちとの協定でハード的な部分、そしてソフト的な部分という形の協定の結び方もあると思いますので、柔軟に考えていきたいと思っております。

それから、大学の先生のいろいろ論文を今紹介されましたけれども、全国的にはいろいろあると思いますけれども、我々は実態をとらえて、公民館の分館というもの、名ばかりの分館というのは結構ございまして、完全に集落会館になっているようなものまで分館として残っているものがたくさんありますので、あるいはこの前、保育園の跡を直して地域の皆さんに子育て、あるいは三世代交流で使ってもらおうという趣旨で寺館の保育園の跡の利用を考えましたけれども、そういうところはやっぱり地域で管理してもらった方がいいだろうという考え方でありまして、公民館の分館等につきましても役割が終わったといえますか、そういう公民館活動ができない形の中で分館として残っているものについては、やっぱり地域の皆さんに管理していただいた方がいいのではないかと、こういう考え方で整理しているつもりですので、現在ある本体の公民館を指定管理するという考え方は現在のところ私はございません。

○議長（大坂義徳君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

---

○議長（大坂義徳君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日6月18日、本会議第3日を定刻に開議いたします。  
ご苦労様でした。

午後 3時00分 散 会